

戦後の北海道における友子制度：夕張市登
川炭鉱の戦後友子の実態を中心に

MURAKUSHI, Nisaburo / 村串, 仁三郎

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経済志林 / The Hosei University Economic Review

(巻 / Volume)

65

(号 / Number)

2

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

109

(発行年 / Year)

1997-09-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00004176>

戦後の北海道における友子制度

——夕張市登川炭鉱の戦後友子の実態を中心に——

村 串 仁三郎

目 次

はじめに

1. 戦後の北海道における友子制度の残存

- (1) 北海道における戦時体制下の友子制度
- (2) 戦後友子の前提条件
- (3) 戦後友子の残存

2. 戦後の北海道における友子制度の基本構造

——友子規約の分析を中心に——

- (1) 戦後北海道における友子規約の一般的な特徴
- (2) 登川自坑夫友子の規約
- (3) 規約にみる友子組織の枠組み
- (4) 規約にみる友子の活動の基本的パターン

3. 北海道における戦後友子の実態とその特質

——登川炭鉱における友子資料を中心に——

- (1) 戦後登川炭鉱における友子の概観
- (2) 敗戦直後の友子の実態
- (3) 戦後成長期の友子の活動
- (4) 戦後友子制度の衰退と消滅

あとがき

はじめに

わたくしは、長いあいだ友子制度について研究してきたが、最近ようやく友子制度史の最終段階ともいえるべき戦後の友子の研究に到達した。友子

制度を歴史的な発展段階において把握しようとするわたくしの研究方法は、これまで徳川時代における友子制度の成立から明治期の友子制度の確立、大正期の友子制度の展開、敗戦までの昭和期における友子制度の解体まで研究をすすめることができた。

ここでこれまでの研究の本質的な要点を指摘しておけば、以下のとおりである。

「友子は、徳川時代の鉱山マニュファクチュアに雇用されている親方層も含む鉱夫のクラフト・ギルド的な同職組合として形成された。友子は、鉱夫のクラフト・ギルド的な同職組合として形成された本質からみて、徒弟制度に基づく親方制（親分子分関係）の形態をとりつつ、鉱山業における熟練労働力の養成、鉱夫の移動の保障と労働力の供給調整、構成員の相互扶助、さらに鉱山内の生活・労働秩序の自治的維持、時として生活・労働条件の維持改善などの多様な機能を果たした。友子の組織は、大勢として一山に限定されていたが、制度としては全国的な共通性をもち、鉱夫にとって友子のメンバーになることが、日本の鉱山で働くための一般的な資格であった。」

「友子は、明治維新後の鉱山業の発展の中で、一層の発達をみせ、明治10年代までに制度的にも十分に成立した。そして熟練労働力の不足する鉱山業の産業革命化の過程では、友子制度における労働力養成機能、鉱夫の移動促進、自治機能が鉱山経営者に利用され、友子制度は、飯場制度とも結びついて非常な発達をとげた。そして友子は、明治30年代前半期までに近代的鉱山業の確立に対応して制度的に確立をみせ、近代的鉱山業にうまく対応し、鉱山業の近代的な発達を支える大きな役割を果たすことになった。」⁽¹⁾

友子制度は、明治末期から大正期に入ると、飯場制度との癒着で自立性を強めたり、労働組合運動と結びついて反企業的になったりして、一面では鉱山資本にとって大きな桎梏と化するようになった。また鉱山労働の熟練性の解体、鉱夫の国家による政策的な保護、鉱山経営者による鉱夫扶助

の普及、経営による近代的な労務管理の実施などにより、友子制度の存立基盤は弱体化し、また鉱山経営者の積極的な庇護を失って衰退の道を歩むようになった。他面では一度制度的に確立した友子制度は、資本の干渉をうけて変容しつつも、根強く存続しつづけた。特に第1次大戦の好況期を奇貨として著しい発達さえみせた。

しかし第1次大戦後の大不況を契機に鉱山業に産業合理化が展開されていき、大正末期・昭和初期から友子制度は、その存立基盤をいっそう失い、制度的に著しく衰退するとともに、中には消滅するものも多く、また残存した友子も企業内化され従業員組織に変容され、従来の友子の本質を大幅に失い、その目的をおもに共済機能に限定特化し、昔の友子の伝統にこだわる意識の古い鉱夫の親睦団体となり、また労働組合勢力に対抗する企業内の著しく労資協調的な従業員団体に变质していった⁽²⁾。

昭和の戦時体制のもとでは、残存していた友子制度は、多くは産業報国会に吸収され消滅していった。しかし戦時下に独自に組織を残した数少ない友子もあった。しかしそれらの友子は、すでに検討したように、明治時代の友子とは著しく異なった友子であった。それは、クラフト・ギルド的な同職組合の本質を大幅に喪失した形該化した友子であり、経営の支配下に入り企業の利害を体現する従業員団体であり、おもに水準の低下した共済活動に特化した親睦団体に变形したものであった⁽³⁾。

しかしそうはいっても、昭和戦時体制期の友子は、友子を名乗っており、また友子の伝統を一部引き継ぎ、それなりに活動していたことも事実である。戦後の友子は、本質的に戦前・戦時の昭和期の友子の体質を継承したものであり、友子の歴史段階に照らしてみれば、形該化し著しく变形した衰退期の友子の残存形態であったと指摘しておかなければならない。

われわれは、これから戦後の友子について検討するのであるが、したがってわれわれは、戦後の友子が、明治時代の典型的な友子とどこが違う、またどこが同じであるかを明らかにしつつ、戦後友子の実態とその特質を解明していきたい。そうすることによって、本来の友子像が逆透視され、いっ

そう明白になるであろう。

* * *

1989年9月に北海道夕張市の石炭博物館で『友子』資料の展示会が開かれた。旧知のその博物館館長から石炭博物館所蔵の友子資料と北海道内の友子関係資料目録を送ってもらった。

まず驚いたことに、明治、大正、昭和にわたって広範な時期の北海道の友子資料が残存していたということであり、それが博物館に整理、集約されているということであった。北海道の明治期友子に関する資料は、すでにほとんどコピーしてわたくしの手元にあり、これまで発表してきた拙稿において利用してきたものであるが、大正期、昭和期、特に戦後の北海道の友子資料については目録ではじめてその存在を知った。

これまで何回か北海道の友子の歴史について解明を決意したが、北海学園大学の市原博氏（現在城西国際大学教授）など地元で友子の有力な研究者がいるので、彼らの研究に期待し、結局自分の計画を実行しないできた。

しかしこれまで北海道の友子については、大正期、昭和期、特に戦後の時期については、全くまとまった研究がない。市原博氏の友子研究は、まだ部分的であり、特に戦時から戦後にかけての友子については全くふれていない⁽¹⁾。

今回、ようやく戦後の時期まで到達したわたくしの友子研究も、北海道の友子について自分なりの研究を迫られてしまった。戦前・戦時の北海道の友子についてのわたくしの研究は、まったく不十分であるが、これまでの研究を前提としてとりあえず戦時の友子を一瞥するだけで、北海道における戦後の友子の検討に入りたい。

なお本稿の作成については、先の夕張市石炭博物館の館長青木隆夫氏の資料についての助力に多くを頼っており、本論の展開に先だって一言心から感謝の意を記しておきたい。

注

- (1) 拙著『日本の伝統的労資関係—友子制度史の研究—』、世界書院、1989年。

5-6 頁。本書では、徳川期から明治期の友子制度を詳しく分析した。なお第 2 パラグラフの引用文中、著書では「明治前半期に」とあるのを表現が不適当なので「明治 10 年代までに」に訂正した。

- (2) 明治末期から大正期の友子制度については、以下の拙稿を参照。

「鉱夫の自主的労災救済制度の一考察—明治末・大正初期の友子の奉願帳制度の実態—」、『経済志林』第 58 巻第 1・2 合併号。

「足尾銅山における友子制度の変遷—友子制度の企業内化を中心に—（上、下）」、『経済志林』第 60 巻第 1・2 号、第 3・4 号。

「別子銅山における友子制度の変遷—大正期の友子制度の企業内化を中心に—」、『経済志林』第 62 巻第 1 号。

「大正期における友子の労働組合化について」、『経済志林』第 62 巻第 2 号。

- (3) 昭和期戦前・戦時の友子制度については、以下の拙稿がある。

「昭和期における友子制度の変質と解体(一)—三菱鉱業の友子団体調査にみる友子制度の衰退状況—」、『経済志林』第 62 巻第 3・4 号。

「昭和期における友子制度の変質と解体(二)—日立鉱山における友子資料『永代記録簿』にみる昭和期の友子制度の実態(1, 2)—」、『経済志林』第 63 巻第 1 号、第 2 号。

なお昭和期の友子については、松島静雄氏の『友子の社会学的考察』、お茶の水書房、1978 年（旧稿は 1951 年刊）、が参考になることはいまでもない。

- (4) 市原 博『炭鉱の労働社会史』、多賀出版、1997 年。市原氏の友子研究は、上記の書物に収録されている。しかしそれは残念ながら北海道の友子の全体的な歴史の解明にいたっていない。

1. 戦後の北海道における友子制度の残存

(1) 北海道における戦時体制下の友子制度

戦後の北海道において、一部の炭鉱に友子制度が残存し、その中には夕張市の登川炭鉱の友子のように 1977 年まで長期にわたって存続しつづけたものもあった。もともと北海道の炭鉱では、徳川時代から金属鉱山に存在していた友子制度が、明治時代の初めから炭鉱業の形成されてくる過程で移入され、炭鉱業の確立とともに著しい発達をとげた。

そして大正期の前半には石炭業の戦時好況のなかで友子制度はいっそう発展した。しかし戦後不況の過程で石炭業の合理化が展開され、一方では労資紛争の激化と、他方では採炭技術と労働市場の変化の中で友子制度も大きな変化に見舞われ、かつてのような友子の存在意義を失い、昭和期に入り衰退の傾向をあらわにした。戦時体制への突入とともに友子制度は、産業報国会の中に吸収されたり、廃止されたりした。

ここで北海道の戦前・戦時の友子の歴史をごくかんたんに見ておこう⁽¹⁾。

北海道炭礦汽船株式会社（以下北炭）の1929年の友子調査によれば、北海道における当時の友子組織率は、第1表のとおりである。

友子が衰退期に入った昭和初年代の北海道の炭鉱でも、金属鉱山と同じように、友子の組織率の高い炭鉱が存在した。友子の組織率は2極化しており、一方では友子勢力の著しい衰退が読みとれるが、他方ではまだ依然として友子の組織率がかなり高く、友子勢力の残存が確認できる。

夕張炭鉱では、3,678名の鉱夫中、友子に属している者は123名にすぎず、友子の組織率は3.3%であり、友子の勢力はすでに微々たるものであった。新夕張炭鉱でも友子の組織率は12.5%であり、組織率は比較的低い。若菜辺、空知の2炭鉱は、26～7%と全体の平均的な組織率であり、いく

第1表 北炭各鉱の友子の組織率

(1929年：人)

	夕張	新夕張	若菜辺	萬字	登川	真谷地	空知	幌内	幾春別	合 計
在籍鉱夫	3,678	1,373	681	1,620	673	749	1,216	949	636	(その他284込) 11,859
自 坑 夫	54	30	46	258	219	171	208	450	220	1,656
渡 友 子	69	142	134	343	249	149	126	244	312	1,768
計	123	172	180	601	468	320	334	694	532	3,424
割合(%)	3.3	12.5	26.4	37.1	69.5	42.7	27.5	73.1	83.6	28.9

出典：北炭『五十年史第一次稿本』従業員編中巻付表 同『労務年報』1929年版付表より作成。

注：市原博『炭鉱の労働社会史』246頁より。

ぶん友子の勢力の残存傾向が読みとれる。

そうした友子の衰退を示す傾向とは逆に、友子の組織率が著しく高い炭鉱があった。幾春別炭鉱では83.6%、幌内炭鉱では73.1%、登川炭鉱では69.3%となっており、友子制度の残存が構成メンバーの数の面ではっきりと読みとれる。それらの炭鉱について友子の組織率の高かったのは、40%前後の萬字、真谷地の両炭鉱があった。

以上のように北海道の炭鉱では、昭和初年代に入っても友子制度がかなり残存していたことがわかる。しかもそうした炭鉱の友子は、共済活動を中心にした親睦団体としてかなり活発に活動していたように見受けられる。

しかし昭和10年代に入ると北海道の友子も、衰退傾向を強めたことが窺える。三菱鉱業の1937年の友子調査⁽²⁾によれば、友子の組織率はいつも低下し、かつ友子の活動の停滞と組織の形骸化が指摘されている。

たとえば、北海道の炭鉱だけについてみれば、三菱大夕張炭鉱では友子はもはや存在せず、友子組織率は、三菱美唄炭鉱で1.9%、樺太の内幌炭鉱で5.7%、茂尻炭鉱では若干高く21.1%であった。雄別炭鉱と尺別炭鉱では40.4と54.5%の組織率であり、北炭系の炭鉱のように高い組織率はもはやみられなかった⁽³⁾。

そして友子の活動についてみると、20%の組織率をもつ茂尻炭鉱では、自坑夫友子については「現在会員数105名ト称スルモ実数70名足ズニシテ、山中ニ於ケル信用頓ニ薄ク」とか、渡友子については、「会員モ現在僅カニ43名ニ過ズシテ（愈々）振ハズ」とか指摘されており、友子の活動は活発でなかったことが窺える⁽⁴⁾。

なお雄別炭鉱のように40%の友子組織率を維持する炭鉱については、友子にたいし「労務者ハ今尚相当ノ関心ヲ有ス」、「昔日ノ遺風今尚相当根強ク」と指摘され、友子制度の強い残存状況が強調されている⁽⁵⁾。

その他の炭鉱における友子の動向をみると、三井砂川では「友子制度は……定着し発展していたが、昭和11年頃をさかいとしてほぼ消滅したものである」⁽⁶⁾。

また北炭幌内炭鉱では「昭和6年になって、……（「経費の負担が重かった」）ので両友子（渡友子と自坑夫友子）の交際所が閉鎖され、各役員も退任して交際組織は解散され……、消滅した」⁽⁷⁾。北炭幾春別炭鉱でも「昭和6年には、……自友子はその組織も解散し、……しかし渡友子は組織を残していた」⁽⁸⁾。

釧路地方の太平洋炭鉱では、「昭和2年、健康保険法の施行により、従来の友子制度の『交際』の目的の一端は、会社も一枚加わった形で消化できるようになった。このときを機に、会社の指示で友子の取り立ては廃止されることになった」⁽⁹⁾。

かようにして北海道の多くの炭鉱における友子制度は、昭和初年代から戦時体制にかけて、全国の金属鉱山と同様に、しだいに会社の従業員団体に吸収されたり、産業報国会のなかに併合されたり、また解散したりして多くが消滅したと言われている⁽¹⁰⁾。

ところが、北海道の炭鉱の中には、戦時下にもいくつかの炭鉱で友子組織を維持し、比較的強固にその制度を維持していた炭鉱があった。

その代表的な存在が夕張市の登川炭鉱の友子であった。『三笠市史』によれば、1943年4月に同鉱で「対米決戦記念取立式」⁽¹¹⁾をおこなったことを伝えており、戦時下にも存在していたことを示している。とくに注目したいのは、登川渡利友子は、友子資料によれば1944年1月元旦の大集会で会社の解散要請にたいし、反対決議をおこない、友子の存続を主張したことである。

「会社ヨリ友子ガアレバ死亡アル度毎ニ休ム人ガ大イカラ会散セヨト云フニ対シ渡利友子トシテハ会散ノ要ヲ認メズ会ヲ継続スル事ニ満場一致決議セリ」⁽¹²⁾。こうした事実、登川炭鉱の友子が戦時下にもかなり自立的に存在していたことを証明するものである。

他のいくつかの炭鉱、たとえば住友奔別炭鉱、住友歌志内炭鉱、昭和炭鉱、赤沼炭鉱などの友子は、戦時下に産業報国会に吸収されながらも、事実上友子の実体を維持し、あるいは冬眠状態で生きつづけ、戦後復活ない

し存続することになった。

なお戦時下の友子の目的、活動については、登川炭鉱の友子資料によって詳しく明らかにできるが、ここでは、ごく簡単に指摘するだけにとどめたい。

戦時下の友子は、伝統的に友子組織が強力だったという事情を背景にして、労資協調の中核的な組織として存続し、また戦時下の労働不足の中で、熟練集団としての友子の存在を改めて企業にアピールし、大量に入りこんだ不熟練鉱夫の教育、指導を多少とも果たしたようである⁽¹³⁾。少なくとも登川炭鉱では、後にみるように企業が友子の有力者を特選労務者として職員待遇に引き上げ、新入鉱夫の教育や戦時増産運動に動員したことは、友子の存在を無視しえなかったことを示唆している。

注

- (1) 北海道の友子、とくに昭和期については、石田幸成「友子同盟試論」、『新しい道史』、1973年12月、通観60号、10-12頁、および市原前掲書第四章「友子の経路」を参照。
- (2) 鉱業資料集第一集『友子団体調査報告』、前掲拙稿「昭和期における友子制度の変質と解体(一)」、70頁参照。
- (3) 『友子団体調査報告』、10頁、27頁、38頁、62頁、参照。
- (4) 同上、64頁。
- (5) 同上、51-3頁。
- (6) 三井砂川労組『三十年史』、41頁。
- (7) 三笠市編『三笠市史』、311頁。
- (8) 同上、312頁。
- (9) 太平洋炭鉱編『50年のあゆみ』、23頁。
- (10) 前掲石田論文、12頁。
- (11) 『三笠市史』、313頁。
- (12) 前掲博物館蔵資料、登川渡利友子「大正六年以降永代記録」参照。
- (13) 市原前掲書、282頁。

(2) 戦後友子の前提条件

一般的な傾向として友子制度は、炭鉱においても金属鉱山においても戦

時期に消滅し、戦後には復活し存続しなかったとみてよいであろう。その根本的な理由は、第1に、大正期末から戦時下にかけて友子存立の基盤が基本的に失われたことがあげられる。第2に、第1の理由に加えて戦後のGHQの民主化政策と、それに呼応した友子に否定的な大衆的な労働組合運動の存在があげられる。第3に、経営者の友子利用政策の放棄をあげなければならない。

まず第1の点についてみてみよう。友子の存立基盤は、一つは、何より鉱夫のギルド的同職組合の本質からして、徒弟制度にもとづく手労働的熟練鉱夫の養成の必要性にあった。金属鉱山では大正9年以降の合理化運動の過程で、坑内の合理化、すなわち採鉱の計画化、集団化などの採鉱の近代化、採鉱夫の削岩機の使用などがそうとう進展した。炭鉱でも採炭部面へのコンベアーの導入、一部の採炭機の導入などが進展した。

炭鉱における機械化により、従来の手採炭熟練は大きく変化し、採炭、運搬部門の機械化は、そこにあらたな職種を生み、従来のように友子に加盟することなく企業の直接的な教育をうける鉱夫を生みだした。企業側も、こうして従来のように鉱夫の熟練養成を友子に依存することなく、直接労務管理機構によって実現することができるようになった⁽¹⁾。したがって大正末期以降の友子は、明治時代の典型期の友子と違って、熟練鉱夫養成機能を著しく欠いた、変則的な友子だったのである。もっとも炭鉱においては、採炭機械の使用は、必ずしも普及せず、相変わらず手採炭に頼っていた部分が大きかったが。

友子存立基盤の二つ目は、社会的にも企業内的にも鉱夫扶助の制度が存在しなかった段階で、友子の相互扶助機能が、友子の必要性を高めてきたことであった。しかし大正期から労働保護立法の普及、企業内福祉の推進は、友子のその部面での存在意義を薄めた。むしろ逆に会員の少数化のなかで、傷病扶助の負担に耐えかねて友子が衰退する傾向を生んだことも事実である。

友子の存在基盤となった三つ目は、友子の自治的な機能であった。資本

がまだ十分に労務管理機構、能力を備えていなかった明治期の鉱山では、飯場制度が中間請負制度として、鉱夫の募集、労務管理、生活管理まで果たしてきた。そうした段階では友子も、飯場制度と密接な関係を持ち、時には飯場制度に癒着しながらも、鉱山における労働・生活秩序の維持に大きな役割を果たしてきた。

しかしとくに大正末期以降、企業による鉱夫の教育、飯場制度の廃止による企業による直接的な労務管理の実施などによって、友子の自治的な機能の必要性は薄れた。むしろ友子の自治的、自立的な傾向は、鉱夫の労働組合運動の基盤となったり、利用される危険を生み、企業にとってマイナスであった。したがって企業は、友子のそうした機能、性格を抑制したり制限を加えたりして、友子の企業内化をはかり、伝統的な友子の存在を否定するようにつとめた。

友子の基盤の四つ目となったのは、流動的な労働市場を背景にして、友子が鉱夫の労働移動を促進し、あるいは取立制度によっていふぶんでも労働の供給を規制して、全体として労働市場に介入しえたことである。

しかし大正9年の大不況以降、鉱夫の供給過剰は一般化し、鉱夫の流動性は一挙に低下し、鉱夫の一企業への定着化がすすんだ。そうした傾向は、友子の労働移動促進の機能の意義を失わせ、また熟練養成機能の喪失は、友子の労働市場への介入の機会をなくした。こうして友子は、流動的な労働市場から閉鎖的な労働市場の形成過程で、全国的な性格を失い、残存した友子は、著しく企業内的な性格を強めていったのである。

戦時から戦後にかけて、以上のような友子の存立基盤の喪失はなんら変化することはなかった。したがって友子制度は、戦後一般的には復活することなく、消滅してしまったと言ってよいであろう。

戦後友子が復活し存続しなかった第2の理由は、友子の復活を決定的に阻止する要因となったGHQの労働民主化政策と、その政策の実現である労働組合の大衆的な結成と運動の展開であった。

GQHは、初期対日占領政策の方針で、日本の非軍事化、民主化の目的

に反する「超国家主義的又ハ軍国主義的ノ社会上、政治上、職業上及商業上ノ団体及機関ハ解散セラレ且禁止セラルベシ」⁽²⁾ との方針を打ち出した。他方、民主的な組織として労働組合の設立が奨励されたことは周知のことである。

産業報国会などの翼賛的な労働組織が解散させられ、飯場制度なども半封建的な制度とみなされ廃止された。当然産業報国会に統合されていた鉱山の友子の大半は解散した。しかも、産報に統合され下部機関となった友子は、軍事体制下に経営の御用組織化し、労働組合を敵視してきた手前、GHQの民主化政策に反することは明らかであった。

鉱山経営者たちは、一般的にGHQの方針を受け入れて表だって友子の維持や復活を意図しなかった。鉱山の鉱夫たちも、一般的傾向としては、消滅した友子の復活をあえて試みなかった。

他方すでに指摘したように、炭鉱における労働組合の設立は、GHQの労働民主化政策の庇護のもとで、共産党系と社会民主主義系の労働組合経験者たちのイニシアチブによる労働組合組織化の活動と企業経営者の意を受けた職員、役職鉱夫による御用労働組合、会社寄り労働組合設立の活動が相半ばしておこなわれ、友子の復活の余地を残さなかった。

敗戦というショッキングな事態、天皇制軍国主義国家の崩壊という政局を前にし、また絶対的な食糧不足、物資不足の中で、GHQの絶対的な権力に庇護された下からの労働組合設立運動は、左右を問わず大きな成功をおさめた。北海道の労働組合設立を振り返ってみればわかるように、共産党系のオルグたちによって他地域より一早く労働組合が組織されていた⁽³⁾。

こうしたプロセスで、戦時下に一部に残っていた友子の勢力あるいは旧友子の有力者は、一般的には労働組合の設立の過程で労働組合の活動家、あるいは幹部になっていったか、一般の組合員となり、友子から解放されていた。

戦後友子が復活しなかった3番目の要因として企業の友子政策の放棄が

ある。一般的には、経営の友子政策は、すでに戦前の昭和10年代に友子の存在に全く否定的であり、現存する友子にたいしては自然消滅をはかっていた⁽⁴⁾。とは言えすでに友子の存在基盤が喪失したにもかかわらず、戦時にまで友子が残存したのは、友子の残存していた企業が、労務政策の一環として友子擁護の政策をとっていたことも事実であった⁽⁵⁾。もしかたつてのように企業側が友子を労働組合のように敵視し、その存在を全く否定するのであれば、大正末期以降友子制度は完全に消滅してしまったであろう。

戦後について言えば、民主化体制の中で、企業にとっては、もはや友子はまったく無用の長物であり、友子を擁護する必要がまったく存在しなかった。すでに労働組合があり、企業は、いかに労働組合を企業寄りにし労資協調を実現するかに精力を傾注することが問題であった。周知のように、鉱山、炭鉱の経営が、敗戦直後、GHQの民主化方針を察知して労働組合設立を支援する方針を打ち出したことは、まさに友子の否定であった。

しかしそうした一般的な傾向にもかかわらず、戦後の鉱山、炭鉱においてはごく一部に友子が残存し、その中には長く存在しつづけたものがあったのである。なんとも不思議な現象である。

こうした事情について、戦後10年たって北海道の元友子の古老は、端的にもつぎのように語っている。「世の中が進んできて、わたしたち稼ぎ人を守ってくれる国の法が出来たり、炭掘りの仕事も機械化されて、特別な技術がいらなくなってくれば、自然に友子の縁も薄くなってくるものです。ことに戦争に負けてから、労組ができたりしてからはもう友子もいないわけですね。民主主義でやってくれますから。私たち年寄りには親子のような縁を結んだ、昔の友子がなんといってもなつかしいです。最近は昔とは変わって、めんどくさい形式はなくなりましたがそれでも、友子に入って仲良くやっている連中がまだまだありますよ」⁽⁶⁾。けだし名言である。

注

- (1) こうした指摘は、前掲石田論文、12頁、および前掲拙稿「足尾銅山にお

ける友子制度の変遷(下)」参照。

- (2) 「降伏後における米国の初期の対日方針」、『戦後 20 年史』政治編，日本評論社，16 頁。
- (3) 戦後の北海道の炭鉱における労働組合運動の形成については，北海道労働部編『資料北海道労働運動史』，および各炭鉱単組の労働組合史を参照。
- (4) 拙稿「昭和期における友子制度の変質と解体(一)」参照。
- (5) 拙稿「昭和期における友子制度の変質と解体(二)」，日立鉱山の友子の例を参照。
- (6) 三笠市教育委員会編，社会科資料第 1 集『三笠の歩み』，1955 年，77 頁。

(3) 戦後友子の残存

戦後において一般的にはすでに友子の存在基盤が失われ，企業にとって労務政策上友子の必要性がまったくなくなり，しかも友子の勢力自体が友子を復活するエネルギーを失ったにもかかわらず，いくつかの鉱山，炭鉱で友子組織は残存し，一定の期間存続した。

金属鉱山についてみると，日立鉱山の友子は，戦後もただちにその存在をあらわし，1960 年代末まで存続し，一定の勢力を保持し公然と活動したことがわかっている⁽¹⁾。それほど長期に存在しなかったが，敗戦直後の 5 年間程度友子の存在が確認されるのは，小坂鉱山，阿仁鉱山，伊豆の鉱山，細倉鉱山，短期間だが兵庫県の中瀬鉱山などであった⁽²⁾。

炭鉱では常磐地方の秋山炭鉱で友子の存在が確認される。こまかく調べれば常磐地方の炭鉱でも戦後友子の残存が確認されるかも知れない。

北海道についてみると，すでに指摘したように，夕張市の登川炭鉱の友子は，1977 年末まで存続し，かつ膨大な友子の活動記録を残した。また三笠市にあった住友系の奔別炭鉱では，1955 年までの友子資料が残されている。住友の赤間炭鉱では 1958 年まで取立がおこなわれ，1960 年に解散したと言われている。また昭和炭鉱では，1958 年頃に解散したと言われており，雄別炭鉱にも 1946 年の友子の発行した感謝状が残っており，戦後まもなく友子組織が存在していたようである⁽³⁾。

では何故このような鉱山、炭鉱で戦後にも友子が残存し、存続したのだろうか。この疑問をとくことは、長い歴史をもった友子を正しく理解する上で大きな意味をもっている。不要になってもかつ存在しつづける友子の生命力は、驚嘆に値すると同時に、改めて友子のもっていた魅力をわれわれの前に示してくれる。

明らかに、北海道の友子は、GHQの民主化政策に反し、GHQの民主化をくぐりぬけて生き残った。なぜ生き残れたのか。それは、これから詳しく分析するように、一つは、友子の勢力が、あくまで友子の存続に大きなエネルギーを費やしたということであろう。もう一つは、友子勢力が、新しく結成され大きな勢力となった労働組合と争うことなく、むしろ労働組合と並存し、かつ融合しながら存在していったからである。

戦前に友子が衰退していた三菱美唄炭鉱、組織率が著しく低かった夕張炭鉱、新夕張炭鉱などでは友子が復活しなかったことが確認される。しかし戦時中にも友子がかかなり強固に残っていた炭鉱では、戦後の労働組合結成活動に、旧来の友子の有力メンバーが、自主的な意図であれ、企業経営者の意図を汲んで労資協調の労働組合を結成しようとする意図であれ、積極的に参加した。そして、一般的にみれば、彼らは友子を放棄し、労働組合活動に特化していったが、その中のごく一部の勢力は、友子を放棄せず、友子を否定せず、友子を維持していったのである。

しかし何故友子勢力は、友子を放棄しなかったのでしょうか。その理由は、まず考えられることは、第1に、経営者の態度、政策であった。旧友子が強かったとしても、戦後の労働組合の高揚期であれば、企業サイドが、強行に友子を否定すれば、一般大衆も、それに同調して友子を否定し、存在を認めなかったであろう。

友子の問題は、すでに検討してきたように、明治期末、大正期、戦前昭和期の長い歴史の中で、常に経営者にとって大きな労務政策上の重要課題であった。

とくに北海道では、大正・昭和期に左翼的な労働組合運動が展開され、

経営者は、左翼的労働組合への恐怖と警戒心を強くもっていたのであり、戦前から経営者が友子を左翼的労働組合の浸透を防止する防波堤として利用してきた経験をもっていたのであった⁽⁴⁾。

実は、戦後友子の存続した炭鉱では、明らかに左翼と労資協調の2極化した労働組合結成の流れの中で、勢力の強かった旧友子勢力を組合結成に動員した形跡が著しく強い。そして経営者は、そうした旧友子勢力の結集体として、再び友子の存続を黙認したのである。

戦後においても鉱山の経営者の一部は、戦時友子とのかかわりの度合、かつての労働争議とのかかわりに応じて、友子の存続、復活を黙認し、温存し、労働組合対策に利用することを考えたのである。もちろんそうするには、経営側が、戦前から友子にたいする支配力をもっていたことは言うまでもない。

とくに大正期に苦い争議経験をもった登川炭鉱⁽⁵⁾は、敗戦とともに友子勢力を利用して労働組合を組織し、労働組合対策のために友子の存在を認めたのである。

もちろんそうした要因のほかに、友子存続には各炭鉱特有の原因があったと思われる。たとえば、登川炭鉱のように、炭層が急勾配で機械化が難しく、戦後も手採炭に依存していた炭鉱では、友子の熟練養成機能が、維持されていたからだという面もまったく否定はできない。また登川炭鉱の閉塞的な地理的な事情が友子を残存させたという理由も一理ある⁽⁶⁾。戦後に友子が残存した理由については、後に戦後友子の実態を分析したうえで、詳しく述べることにしよう。

注

(1) 戦後に友子が残存した事例については、日立鉱山については、『鉱山と市民一聞き語り日立鉱山の歴史』、366頁以下参照。

(2) 小坂鉱山、阿仁鉱山、吉乃鉱山については、前掲松島『友子の社会学的考察』、211頁。中瀬鉱山については、中瀬鉱山労組編『輝け明日のために・結成30年史』、66頁を参照。細倉鉱山、伊豆鉱山の持越鉱山については、

わたくしの手元に戦後1948年の大工下面附、取立免状が残されている。

- (3) 戦後北海道の友子については、前掲石田論文、その他を参照。
- (4) この点については、市原前掲書、第三章を参照。
- (5) 登川炭鉱争議については、渡辺惣蔵『北海道社会運動史』、レポート社、1966年、71頁以下参照。
- (6) 夕張市編『夕張市史下巻』（増補改訂版）、1981年、504頁。（以下『夕張市史』と略す。）

2. 戦後の北海道における友子制度の基本構造

——友子規約の分析を中心に——

(1) 戦後北海道における友子規約の一般的な特徴

戦後の北海道に残存した炭鉱の友子は、いくつかの友子規約を残している。友子規約は、友子の目的や組織、活動の原則を示しており、いわば友子の自己認識にはかならない。もちろんその自己認識は、あくまで自己認識であって、その組織の実態そのものを意味しない。友子が、規約で自らの目的、組織、機能を規定したとおりに活動しているとはかぎらない。しかし戦後北海道の友子の分析のために、さしあたり友子の規約を分析することによって、戦後の友子がどのように自己認識しているかをまず明らかに、戦後友子制度の基本的な枠組みを示しておきたい。

現在戦後北海道にける炭鉱の友子規約は、登川炭鉱における4種の規約が残されている。登川炭鉱の友子は、登川地区と楓地区の2地区にそれぞれ渡利友子と自友子の2種が共存していた。各友子は、それぞれ規約をもっていた⁽¹⁾。

もっとも登川地区における渡利友子と自友子の二つの友子規約は、戦後改めて成文化されたものではなく、戦前・戦時中の規約を継承したものであり、管見するかぎりでは、両友子組織の資料の中には戦後版規約は見いだせなかった。おそらく戦時・戦前期の規約は、部分的に改正されつつ戦後にも基本的に維持されてきたものであり、しかも渡利友子と自友子の2

種の規約は、若干の違いはあるが、条文などはほぼ同一のものであった。

また楓地区の両友子のうち、自坑夫友子の規約は、昭和17年改正になるものと1947年1月の友子「記録簿」の冒頭に記載された2種があるが、規定内の金額の類をのぞき全25条は全く同じ条文である⁽²⁾。楓地区の自友子も戦時の規約を継承していたことがわかる。

また楓地区の渡利友子の規約は、1958年制定の規約が残されており、その基本条文は、楓地区自友子の規約全25条と基本的に同じであり、1958年渡利友子の規約全35条は、あらたに10カ条が付け加えられたものである⁽³⁾。おそらく楓地区の両友子は、登川地区の場合と同様に一つの規約を使っていたのではないかと思われる。

そのほかに、1950年改正の奔別炭鉱の自渡両友子の規約全41条と1951年改正の昭和炭鉱の友子規約全58条が残されている⁽⁴⁾。

各友子規約の主な内容と構成について簡単に紹介し、戦後友子の規約条の特徴を示しておこう。

登川地区自渡両友子の規約の内容は、多くの規約が冒頭に明記するはずの友子の目的を規定せず、ただちに組織についての規定に入り、役員規定(第3条から第4条)、組織の地域区分(第5条)、大会規定(第6条から第9条)、役員や集会の手当、費用規定(第10条から第13条)、取立の規定(第14条)をおこなっている。

つづいて規約は、「交際ノ件」という表題で、友子の活動についてふれ、浪人登飯への附合料、一宿一飯、隣山附合料、餞別など(第15条から第19条)について規定している。

ついで会費について規定(第20条から第25条)している。実は登川炭鉱の友子の会費は、定額制ではなく、月毎の出費を割り振る交際金支払制であった。これは組織の問題であるが、交際金として「交際の件」の中で規定したのであろう。ついで奉願帳交際についての規定(第26条から第27条)がある。

次に「傷病の件」として傷病にたいする見舞金の規定(第28条から第

31条)、さらに「不幸ノ件」として香典と不幸米の見舞い規定(第32条から第36条)を定め、その他の規定は、先の規定の補足をおこなっている。

以上の内容から明らかなように、両友子の規約は、友子の組織と活動について規定しているが、とくに友子交際、いわゆる箱元交際とよばれる登川炭鉱外の友子との交際、浪客交際や奉願帳交際と、いわゆる山中交際とよばれる友子組織内の相互扶助活動などが、従来の友子規約のように規定されている。取立については、本来の徒弟制にかかわる規定はない。

問題は、後にわかるように、規約の規定が、内容が伴わず形式化しまっていることであり、とくに相互扶助の金額が実質的な意味をもたないほど低く、儀礼化してしまっていることである。またかつてとくに重要な意味をもっていた奉願帳制度は、規定上では残っているが、実際は殆ど存在しなかったことである。こうして友子規約の規定は、友子の活動実態と大きくずれてしまっていた。

注

- (1) れらの友子規約は、夕張市石炭博物館蔵の「登川炭自坑夫規録」(昭和13年～32年)「登川渡利規約関係記録」(大正14年～昭和10年)の中にある。このほか昭和初期の自友子の規約が、夕張市編『夕張市史』に紹介されている。
- (2) これらの規約は、前掲博物館蔵の「楓自坑夫記録帳」(昭和17年3月改訂)と「楓自坑夫記録簿」(昭和22年～36年)の中にある。
- (3) この規約は前掲『夕張市史』に紹介されている。
- (4) とともに前掲博物館蔵。なお同博物館の友子資料目録は、金属鉱山研究会発行『金属鉱山研究』第64号、1991年7月に掲載してある。

(2) 登川自坑夫友子の規約

ここで登川炭鉱の登川地区の自友子の規約全文を紹介しておこう。ちなみに『夕張市史』には、昭和初年の登川の自坑夫友子規約の全文、1958

年の楓地区の渡利友子規約全文が掲載されており、ここではいわば未公開の戦時・戦後の登川自友子の規約全文（それはほぼ渡利友子の規約と同一）を紹介しておこう。

登川地区自渡友子の規約

第1条 本規録ハ友子大集会ノ決議ノ上相定ム。

第2条 当山中友子交際者ヲ以テ一交際所ヲ置ク事。

第3条 当山中ニハ左ノ役員ヲ常置ス、

箱元一名、大当番二名、区長六名。但シ役付ハ任期一カ年トス。（渡利規約では、区長ハ半期との記述あり一引用者注以下同様）

第4条 老人ハ満三十年以上交際ヲ致セシ者ハ諸掛ヲ免除シテ相談役ト相定ム事。

第5条 当山ニハ左ノ三区ニ甲乙ノ区域ニ分割ス。（その俗称省略）

第6条 臨時大会ヲ要スル場合ハ役員集会ノ上之ヲ決定招集ス。

第7条 本規録ヲ訂正ノ場合ハ山中大集会ノ上改訂ス。

第8条 山中ニ対スル要件ノ万事ハ区長ニ届出区長ヨリ大当番ニ提出スル事。

第9条 大集会ニテ決定シタル事ハ不参者ニテモ異議ナキ事。

第10条 大集会ノ際ハ座料及ビ茶菓料ヲ金一円五十銭（渡利は五円）トス、役員集会金一円ニ改正ス。（渡利は、一円五十銭山中ヨリ支出ノ事）

第11条 交際所ヘ中元歳暮トシテ金三円（渡利は五円）宛贈与スル事ニ改正ス。

第12条 山中箱元大当番ハ毎月金五十銭（渡は一円）宛区長ハ六カ月ニ手当トシテ金二円（渡は一年で月五十銭）トシテ交際金等ハ免除ス。当山中取立祝儀トシテ金三円ナル所昭和十年度ノ取立ヨリ金五円トス（渡利にはこの規定なし）。

第13条 当山中公用ノ為欠勤他出ノ場合ハ日当トシテ左ノ規定ニ依リ
左ノ通り実行スルモノトス、

大当番日当一名金一円五十銭外若干名金一円也支給ス。(渡利は無差別に二円五十銭の支給)。

第14条 連合山取立世話人ハ各山ヨリ四名宛選出スル事。(渡利には
この規定なく一条少ない。)

交際ノ件

第15条 浪客人登飯ノ節ハ金十銭ヲ附合料トシテ附与スル事。

第16条 宿泊ハ一宿一飯ト相定ム。

但シ天候其他事故ニ依リ本人ノ願出ニ依リ滞在ヲ許可ス。

第17条 宿泊料ハ金六十銭トス、家族ハ十五歳以下半額トス。

但シ募集者ノ登飯ノ節ハ宿泊料ヲ支給セザル事。(渡利はこの規定十七条に独立させたため、以後自と渡利の条文はずれる。)

第18条 隣山楓山トノ附合料ハ互ニ遣り取りセザル事。

第19条 当山ニ使役者タル友子ハ二カ月以上交際者ニ限り餞別金十銭
支与スル事。(昭和十六年改正との書き込みあり。渡利は、こ
の条は「当山使役者タル友子ハ積立金トシテ金五十銭箱元ニ納
付ムル事、退山ノ節ハ返戻スル事」とある。また自の第十九条
の規定は第二十条にある)

第20条 当山ニ使役シタル時ハ毎月ノ十五日以前ノモノハ一ヶ月分ヲ
徴収ス十五日以後ノ者ハ交際金ヲ免除ス。

第21条 退山者ハ其月ノ二十日前ノモノハ交際金ヲ取ラザル事、二十
日以後ノ者ニハ一ヶ月分徴収スル事。(渡利ではこの規定二十
二条。以下一条づつずれる。)

第22条 交際金現金ニテ納ムル事出来ザル時ハ物品ヲ以テ納ムル事ヲ
得。

第23条 交際金ハ毎月末公休日ヲ以テ役員集会ノ上割当スル事。

第24条 交際金一カ月不納者ノ当番札ヲ外シ置ク事、不納中病傷ト雖

モ山中一切関係セザル事、三カ月以上ノ不納者ハ山中協議ノ上落職回状ヲ発送スル事。

第25条 交際人ニシテ登山後十日以上届出ナキモノハ道分（正式には道明と言いい、除籍または活動停止処分を解除されること）金二円五十銭徴収ノ上ハ六カ月間無役ノ事一カ月以上ノ者ハ道明金五円徴収ノ上一カ年間無役ノ事。

第26条 奉願帳寄付帳持浪人ハ青森連立交際所委託ニ付同所ヨリ回飯許可書持参ノ者ニ限り登飯ヲ許可スル事。

但シタ張郡ニハ楓真谷地大夕張若鍋第3坑ト自渡同盟ニテ交際ヲ規定ス。

第27条 交際人ニシテ病傷ノ為メ規定ノ救助後ト雖モ全快ニ至ラズ到底労働ニ堪ヘザル者ハ願ニ依リ奉願帳又ハ寄付帳付与スル事アルベシ。

但シ医師ノ診断ヲ要シ、一、山中ヨリ支給額ハ、奉願帳十円、寄付帳有志帳ハ五円トス。

病傷ノ件

第28条 浪客人ニシテ登山致シタル者ニシテ病傷ノ節ハ山中ニ於テ保護スル事。

第29条 病傷者ニシテ休業致シタル者ハ何月何日ヨリ休業又ハ何月何日ニ全快シタル届ヲ区长又ハ大当番ニ差出ス事。（以下略）

第30条 病傷ノ見舞金ハ届出ニ日ヨリ十五日以上ニ五十銭又十五日以上五十銭以後ハ別ニ定メタル救助法ニ依ル。但シ病傷者共困難ノ場合ハ願ニ依リ協議ニ上特別救助ヲ致シス事。（最後の規定渡利にはない。）

第31条 友子本人ニシテ病傷ニ罹リ重病ノ節ハ願出ニ依リ山中ヨリ附添人ヲ附ス事。但シ他ニ入院治療ノ節ハ山中ヨリ当番ヲ送迎スル事。（渡利規約では、第32条、第34条は、自病、公傷別に救済米を支給する規定になっている。）

不幸ノ件

第32条 友子本人死亡ノ際ハ山中ヨリ香典トシテ金三円及ビ白米一升宛救助スル事。

第33条 家族十五歳以上ノ者ハ香典トシテ金一円五十銭及ビ白米五合宛救助スル事。

第34条 家族十五歳以下ナル者ハ香典一円及ビ白米二合五勺救助スル事。

第35条 葬式当番ハ左ノ通り出ス事。大当番一名顔出スル事。友子本人ノ場合ハ十名以内、家族十五歳以上六名、家族十五歳以下ハ四名。但シ願出ニ依リ此限りニ非ズ。（この節の横に「昭和 17 年 7 月改正ス」とある。）

第36条 病傷不幸ト雖モ賭博常習者大飲酒者或ハ成績不良ノ者ニ対シテハ見舞金不幸米等ハ送与セザル事。（渡利規約では、「不幸ノ件」の条は、第35条から第 40 条にこれと同じものが規定されている。）

取立ノ件

第37条 当山中へ出生願出ノ者十名以上ナル時ハ是ヲ許可スル事。但シ役附ハ大集会ノ上決定スル事。隣山立会ハ楓山ヲ頼ム事。当渡利山ヲモ頼ム事。当山ヨリ隣山及ビ渡利山へ取立立会ノ節ハ金一円ヲ祝儀トシテ持参ノ事。

第38条 入営兵士ノ餞別ハ金二円ト定ム。

第39条 自公傷病共救済米ハ初回届出ノ日ヨリ八十日次回ヨリ七十日毎ニ救助シ四回ニ以テ打切ル事。但シ一人ニ付二合五勺宛ノ事。奉願帳及ビ寄付帳有志帳等願出タル場合ハ共診断書ト本人ノ如何ニ関セ大集会ノ上投票ニ依リ決定スル事。

第40条 当山中ニテ天幕使用スル者ハ友子以外ノ者ハ一回損料金五十銭トス。（渡利規約では、「取立ノ件」別途規定されている。）

（注記、条文のナンバーは便宜上和数字を洋数字になおした。）

(3) 規約にみる友子組織の枠組み

a. 友子の目的

前節で示した友子の規約をみれば、北海道の友子の基本的な構造がおおよそ浮かびあがってくるであろう。しかし登川地区の友子規約は多分に戦前・戦時の友子の慣習を残しており、ここでは、戦後に改訂された楓地区の友子規約を中心にして戦後北海道における友子の基本構造に迫ってみたい。

まず友子の組織に関してみることにしよう。友子は、自らの組織の目的をどのように規定していたのであろうか。われわれは、そこから戦後友子制度の本質をおおよそ検出することができる。

結論的に言えば、戦後の友子は、昭和前期すなわち戦前・戦時の友子規約を引き継ぎ、かつての鉱夫のギルド的な同職組合が目的としていた「友子の道」を守るとか、友子の「交誼」を守るとかをうたい、昔の友子の目的にこだわりつつ、具体的にはおもに「相互扶助」、共済活動を友子の目的として押しだし、さらに「風紀改善」、「労働能率増進」、「労資協調」などを目的として掲げる場合があったということである。それは、友子が、自らをかつての同職組合であることの明確な自覚を失いつつ、具体的な目的をおもに相互扶助・共済として自覚し、かつ時として労資協調の組織とし生産の増強に協力する鉱夫集団であるとの認識にたっていると理解できる。

前掲の登川地区の両友子の規約をみても、すでにふれたように、目的を明確に規定する条項がない。しかし昭和初年の登川自坑夫の規約は、第9条に「当山中は坑夫友子の道を守り傷病、変災その他の際に相互扶助するを以て目的とす」と規定している⁽¹⁾。

他方、戦後の楓地区の自坑夫友子の規約をみると、1947年と1958年の規約ともに、第3条において「本会ハ会員相互ノ救済ヲ主トシ兼ネテ風紀ノ改善労働能率ノ増進人格ノ向上等ヲ期スルヲ以テ目的トス」と規定している⁽²⁾。

ここでは、友子の目的として友子道を守ることなどあげられていないが、別にそうした目的を排除したわけではなく、暗黙の前提であったことは言うまでもない。ただ注目すべきは、主目的として相互扶助を押しだしているほか、「風紀ノ改善」「労働能率増進」「人格の向上」を目的にあげていることである。

なお戦後も使用された昭和17年改正の登川楓両地区の4友子連合の規約全14条は、第3条で「本連合山友子ハ風紀改善、労働能率増進、人格向上ヲ目的トス。」⁽³⁾と規定している。

従来の友子は、「風紀改善」「労働能率増進」「人格向上」などを、直接の目的として掲げることはなかったが、そうした目的は、戦時体制の友子が、企業内の労働・生活秩序の維持・改善を目指し、労資協調して増産にあたるという意図を表現したものと解釈できる。

とくに「労働能率増進」という目的は、昭和期以前の従来の友子では、職業意識としてなんらかの形で言及されているが⁽⁴⁾、管見するかぎり一般に友子規約にその点を目的として明確に規定した例はない。そうした意味でこの規定は、ことさら昭和期の友子が企業に協力する姿勢を示し、労資協調を表明したものと解しうる。戦後の友子は、そうした目的を引き継いだことは明らかである。

ちなみに、昭和炭鉱の1951年の友子規約では第1章総則第2条「本会ハ自渡両友子ヲ以ッテ組織シ友子間ノ友誼親睦ヲ諮リ相互扶助労資協調ヲ目的トス」⁽⁵⁾と規定している。

この規約では、友子会員の友誼と親睦、相互扶助と言う伝統的な目的設定のほか、「労資協調」をはっきり目的として規定している。友子の目的として直接「労資協調」を規定した規約は、これまでわたくしが見てきた戦前の友子規約には決してなかった。この規定は、「労働能率の増進」といった表現で労資協調をうたうのではなく、直接に「労資協調」をうたって、戦時友子の本質を引き継いだ北海道における戦後友子の本質を明快に示したものとして注目される。

また住友系の井華奔別炭鉱における1950年の友子規約は、第1章総則第2条で「本会は友子道の精進と堅実なる交誼を目的とす」⁽⁶⁾と規定している。ここでは「友子道の精進」と「堅実なる交誼」という徳川時代からの抽象的だが伝統的な言い方で友子の目的を規定しているだけで、とくに労資協調や自企業の利益をうたっていない。

しかしこの規約は、第10章雑則の第53条で、「本会ノ会旗ハ国本皇道タル伝統思想ノ斯道ヲ表シ労資協調ヲ象リ掲載シタルモノニシテ」などと規定し、旗によせて友子の労資協調の精神を規定し、また天皇をあがめる住友の経営思想を表現していて興味深い。

以上のように北海道の友子は、その規約の目的に友子の道、親睦を規定し、とくに相互扶助、共済を強調し、さらに労資協調をうたっているのが特徴的である。

しかし各規約は、友子の目的規定で共済活動を強調し、「相互扶助」をおもな目的にあげてはいるが、自らを明確に共済組合と規定しているわけではない。ここからしばしば、一般の友子認識は、また友子の会員自身の友子認識が、友子は共済組合であると誤解される根拠がある⁽⁷⁾。しかし共済活動を強調したからといって、われわれは、友子の本質を共済組合であると断定することはできない。友子は、依然として鉱夫のギルド的同職組合の目的を抽象的に掲げており、あくまで鉱夫のギルド的同職組合が親睦団体に形態化した組織として把握されるべきである。

注

- (1) 『夕張市史』, 491頁以下。
- (2) 前掲友子規約を参照。なお戦時と1947年の規約はカタカナ文、1958年の規約はひらがな文となっているが内容は同一である。
- (3) 前掲博物館蔵の「登川楓自渡友子連合会規程」(昭和一七年三月一日改正。)
- (4) たとえば明治期の友子の面附の前文などを参照。拙著『日本の伝統的労資関係』, 261-2頁。
- (5) 前掲博物館蔵の「昭和炭鉱自渡両友子会規約」(昭和二十六年一月二日改正。)

(6) 前掲博物館蔵の1950年井華炭炭鉱両友子規約。

なお戦後の日立鉱山における友子規約の目的には「生産向上に努め以て日立鉱山の民主的な発展」という規定がある(日立市鉱山博物館蔵1958年の日立鉱山友子規約)。「鉱山の民主的な発展」という言い方は、当時は明らかに「労資協調」を意図するものであり、企業の利益と言うことであった。日立鉱山の友子については、別途論稿を用意してある。

- (7) 戦前から友子を共済組織ととらえる意見は、松島氏を筆頭に多かったが、とくに戦後では、たとえば、北海道新聞昭和36年5月13日号は、友子についての中で、「炭鉱夫のかつての共済制度である友子制度」と言い、北海道の炭鉱出身の作家高橋揆一郎は、小説『友子』で友子の実態にせまりつつも、友子を「自治的共済組合」とする大正期の鉱山官庁の意見を肯定的に引用し、本の帯に「共済組織友子」と記している。なお登川炭鉱の友子のメンバーは、必ずしも友子を共済組合と認めていない。1996年8月にわたくしは、登川炭鉱の元友子幹部であり、労働組合の幹部であった加藤幸信(夕張市在住)から友子について、聞き取り調査をおこなったが、友子とは何だったかとの質問に、加藤氏は、友子とは「親睦団体だった」と答えている。

b. 友子の組織構成

友子の構成員は、伝統的には採炭夫や採炭夫を中心にして時には他の職種をも包含していた。そして単位友子の組織への参加資格は、友子の資格をもった取立式をへた鉱夫であった。近代的な鉱山が設立されてからは、友子はおもに企業内の従業員を構成要員としていた。しかしすでにそうした原則的な傾向は、戦前からややあいまいになっていた⁽¹⁾。

たとえば、戦後の楓渡利友子の規約第1条では、「本会は当山在住の鉱夫を以て組織し交際会と称す」⁽²⁾とある。昭和初期の登川炭の自坑夫友子の規約第2条では「当山中友子は登川炭地内並に市街地在住の者を以て組織す(他に居住するも妨げなし)」⁽³⁾と規定している。

ここでは、登川炭鉱の従業員が友子の構成員であるとはっきり規定せず、明らかに下請け企業や老母のような長老が企業から退職した後も友子の会員をふくむ規定になっている。これは、友子が全国的な制度であり、厳密には従業員団体ではなかった往時の性格を示すものである。事実登川の友

子の構成員は、1960年の郷土史家の実態調査によれば、登川炭鉱の従業員のほか、下請企業の鉱夫、また元鉱夫だったにしても、現在他の職業に従事している非鉱夫をも含んでいた⁽⁴⁾。また友子の古老によれば、職員層や町の人も友子に勧誘し加入させたと語っている⁽⁵⁾。

友子の単位組織は、戦後の場合も一つの鉱山、炭鉱に一つないしは複数の友子組織からなっていた。通常友子は、組織をいくつかの小単位に分割していた。登川炭鉱では、4種の友子があり、登川地区と楓地区にそれぞれ渡利と自坑夫の2種の友子があった。他の炭鉱ではこの2種の友子は合同したり、統一したりしたが、登川炭鉱では、各友子は、連合しつつも、ついに統一しなかった。

各友子は、いくつかの小さな区にわけ、各区から区長を出していた。さらに区を甲乙小2区にわけられたりしていた。

一般に1企業内に複数の友子がある場合は、一定の連合関係をむすび、また一地域の複数友子は、企業を超えてゆるい連合関係を結ぶことがあった。もっとも箱元交際にかぎって多数の友子が連合しようとする動きは大正末期にはあったが、殆ど発展しなかった。少なくとも労働組合のように企業の枠を超えて横の組織をつくろうとするまでには至らなかった。

戦後北海道の炭鉱における友子は、特に各地に散在したので、横の関係はいよいよ薄くなっていた。登川炭鉱には、従来から四つの友子組織があり、一つの連合組織に統合されていた。また住友系の奔別炭鉱には、戦前からすでに自友子と渡友子の二つの組織が統一して、戦後も両組織が一つとなっていた。

登川炭鉱には、2種4単位の友子組織があったが、すでに指摘したように規約の内容については、基本的な差異はない。しかも両地区間の友子の規約にもそれほど大きな違いはない。また4友子が連合して運営されている以上、相互にそれほど大きな差異があるわけではなかった。

戦後の北海道においても、従来のようにいずれも単位友子組織は、一つの山中交際所をおくことを規定している。たとえば、楓地区の1958年改

正の渡友子規約第2条は、「本会の事務所を当山鉾夫交際所に置く」と規定している。

注

- (1) 昭和期の日立鉾山における日立鉾山従業員以外の友子会員については、拙稿「昭和期における友子制度の変質と解体(二)(1)」前掲誌、272頁を参照。また前掲『友子団体調査報告』には従業員以外の会員の例がみられる。手稲鉾山136頁、荒川鉾山159頁、網取鉾山161頁を参照。
- (2) 『夕張史市』、492頁以下。
- (3) 同上、491頁以下。
- (4) 吉川正一「夕張市の登川、楓地域の友子交際」、『金属鉾山研究』第68号、7頁。
- (5) 前掲加藤幸信氏からの聞き取り。

c. 友子の組織運営

つぎに役員の構成をみてみよう。楓渡利友子規約は、「本会は左の役員を置く」として「一、老母 二、大当番 三、箱元 四、区長、大当番は会務を総理し又箱元は会計を担当し又区長は大当番の命により各区内の事務を掌る」⁽¹⁾と規定し、伝統的な役員をおいた。

ここでは、老母、大当番、区長の人数が指摘されていないが、各友子組織は、その勢力に応じて一定の人数を選出していた。戦後はおおよそ箱元1名、大当番2名～3名、区長4名～6名、さらに老母役数名であった。

なお戦後の奔別炭鉾の友子では、伝統的な名称が大幅に改められ、老母役を「老補役」とし2名、会長、副会長各1名とし、理事2名、部長8名、代議員若干名とされている。箱元役が会計理事と改称された⁽²⁾。

役員の任期は、楓渡利友子の昭和33年規約では、とくに規定していないが、慣行で各役員それぞれ1年間で新年度に改選された。昭和初年の登川自坑夫友子の規約では、老母類はのぞき、大当番、箱元など以下の役員は、6カ月間とされていた(第8条)。しかしその後の両地区の規約では1カ年とされている。

問題は、友子の性格を規定する役員の選出方法である。

昭和初年の登川自坑夫友子の規約では、第8条で「大当番以下は大集会の決議により之を選出認定す」⁽³⁾と規定されている。しかしながらその後の改正規約には、選出方法についての規定がない。とはいえ昭和10年代の友子資料には、大集会での役員改正について報告されており、従来の選出方法が改められたとは考えられない。

ただし戦時体制の中で、鉱業所の友子への干渉は強まったことが考えられ、役員への企業の注文があったかもしれない。しかし一般的に友子役員の選出方法の基本は、役員会で次期の役員を選定し、これを大集会に提案して承認をもとめられるというものであった。したがってとくに立候補制がとられることはなかったようである。

戦後の友子は、民主主義社会の風潮を前提にしていたので、一部の役員を企業が指名するというような非民主的な選出方法はなくなったと考えられる。

組織の運営についてみると、一般的に大集会があり、重要な要件はすべてこの大集会によって決められた。1958年の楓渡利友子の改正規約は、第9条において、「定期大集会年二回開催、会計の報告役員の改選其の他重要な懸案を決議する」と規定している。この点は、友子の大原則になっており、他の友子規約でも同様の規定になっている。

友子規約の改正は、もちろん大集会によっておこなわなければならない。たとえば、楓渡利友子（1958年）規約の第11条では、「本規約を訂正し又増補せんとする場合は役員会に於て審議し大集会にて会員の3分の2以上の賛成あらざれば訂正するを得ず」と規定されている。もっともここでは大会出席者の3分の2か本当に会員数の3分の2なのか定かではないが、実績からみると、前者と思われる。後にみるように、会員の3分の2以上の出席者による大集会はありえなかったからである。

臨時大集会は、一般に役員会の議をへて招集するのが習わしである（楓渡利友子規約第9条）。

なお大集会の成立与件についての規定は、北海道の友子規約にも、他の金属鉱山にも一般に存在しないように思われる。友子は、一般に直接民主主義的な運営方法をとっているが、大会の成立与件は規定しなかった。この点は、後に大集会への友子メンバーの参加実態を詳しく分析することになるが、あらかじめ指摘すれば、大集会の出席状況は、出席率の悪い時期には20パーセント前後、よい時期には40～50パーセント位であり、組織の形骸化傾向がここには端的にあらわれている。

なお前掲の登川両友子規約では、「大集会ニテ決定シタル事ハ不参加者ニシテ異議無キモノトス」（第9条）と規定し、集会不参加者の後での発言・苦情を封じ、直接民主主義の筋をとおしている。

以上のように、戦後の友子も伝統的な大集会の制度を維持し、そのかぎりでもかなり民主的な性格を保持していたことがわかる。

役員集会については、樺渡利友子規約第9条3項で「役員会は、老母大当番箱元飯場頭各区長を以って開催する」とだけあり、役員会の回数などについて規定していない。実績で言えば、後にみるように連合役員集会を別に年4、5回の割で開かれていた。連合会が年4回位開かれていたので、役員は1月に1回の割で会議をおこなっていたことになる。

なお役員の中に老母役というのがあるが、これは、友子加入後30年をへた古参の友子会員から大集会で選出される特別な役職であり、年功重視の友子の重要な役員であった。老母役は、相談役として友子運営に参加し、古老として大きな発言力をもった。しかし戦後登川炭鉱では新会員が増えず、この層が多くなっていくという問題がおきる。

戦前友子以来の傾向だが、大集会と役員会には、座料の支給が規定され、一定の飲み喰いの予算が計上された。また役員には記念品などが貸与され、物質的な代償がなされた。とくに前者については、後に詳しくふれるように、友子の活動の重点が集会による親睦におかれるために、会合費が活動費用の大半を占めるようになる。

注

(1) 『夕張市史』, 492 頁。

(2) 夕張市石炭博物館蔵。役職名が近代的になっているのが注目される。

(3) 『夕張市史』, 491 頁以下。

d. 友子の会費および規律

つぎに会費の問題についてふれたい。友子の会費の徴収方法には、伝統的に二つの方法があった。一つは、もっとも古くからあった必要と支出に応じて費用を集める方法で、1 カ月単位か半月単位かに集められた。もう一つは、1 月か半月かに定額会費を集める方法である。後者でも、必要に応じて追加徴収したり、米などの現物を徴収したりする場合もあった。これも一種の会費である。

戦後の登川炭鉱における 4 友子の場合は、定額会費でなく、不定額を月ごとに計算して徴収する規定になっていた。たとえば 1958 年の楓渡利友子規約の第 6 条は、会費は「交際金」と「一般寄付金」と規定し、「交際金は毎月大当番箱元および各区長立会の上其の月の消費額を決算し、各会員より区長之を徴収す」と規定している⁽¹⁾。もっとも毎月異なる会費が徴収されたわけではなく、実際には一定の額が定められ、不足する月や期間に追加的に会費が徴収され、時には定額が改訂されたのである。

会費の徴収方法は、規定にあるように、区長が会員から直接集める方式であり、会社による代理徴収ではなかった。この点は、戦後友子にとって自立性の問題として重要な意味をもつ。

最後に友子の規律について。友子がつねに規律を重んじていたことは、友子が単なる共済組合ではなく、親睦団体でもなかった重要な論点をなす。

戦前の登川自友子の規約は、第 17 条で「当山中に交際友子にして徒義上許す可からざる行為ありたるものは交際友子を除名することもあるべし」⁽²⁾と規定し、楓渡利友子の 1958 年改正規約も、第 28 条、第 29 条、第 30 条で厳しい規定をおこなっている。ちなみに第 30 条は、「本会員にして懲罰 3 回に及ぶも尚改めざる者は大集会の評決を経て回状除名処分を行

うことあるべし」とある。

このように友子は厳しい規律を会員に要求したが、しかし昔のような厳しさが要求されたわけではないであろう。しかし実際に友子を除名される事件がいくつかおきている。

注

(1) 前掲『夕張市史』, 492 頁。

(2) 同上, 492 頁。

(4) 規約にみる友子の活動の基本的パターン

つぎに友子の活動についてみてみよう。友子の活動には、組織活動のほか、目的にそくした活動内容が規定されている。伝統的な呼び方にしたがえば、まずいわゆる箱元交際と呼ばれる浪客交際がある。それは、他炭鉱から当山の友子交際所にくる浪人鉱夫や、客人鉱夫への附合料や一宿一飯の給付規定であり、一般の浪人鉱夫とは別に奉願帳持ち鉱夫への特別規定などである。また退山者への餞別の類がある。

前掲の戦後登川自友子の規約は、戦前につくられた規定なので、戦後になくなった制度について多くの規定を残している。第 15 条で「浪客人登飯ノ節ハ金 10 銭ヲ附合料トシテ附与スル事」と規定している。そして第 16 条で「一宿一飯」の便宜を供与することを規定している。それは 1 日かぎりとし、また宿泊料として 60 銭を支出することを規定している。しかしそれも当山に雇用されるために登山したものには適用されない。

労働移動がなくなった戦後には、こうした一宿一飯をもとめた友子会員の移動も、全くなくなってしまったと言わなければならない⁽¹⁾。

他方隣山との附合、他山からの客人の来山には、当然上記の規定が生きていたと思われる。しかし第 18 条は、楓地区の友子との客人交際は省くと規定している。

また第 19 条は、2 カ月以上友子に参加した退山者には、10 銭の餞別の

支給を規定した。餞別の規定は、退職者がいる以上制度としてありえたが、実際には額は小さかった。

つぎに奉願帳持浪人についてみると、第26条は、青森連合交際所委託につき同所から回飯許可書をもった者にかぎり登飯を認めると規定している。働く能力を失った鉦夫に奉願帳を発行し、それを持った浪人鉦夫が山を巡って組織または個人から寄付をもらって余生をおくるという特異なこの救済制度は、すでに別の機会に論じたように、北海道では昭和の初期に、各炭鉦で奉願帳浪人の世話をせず、連合会に参加した友子の浪人のみを救済しようと機能を制限した。なにより労働移動の低下とともにこの制度は急速に衰退し、戦時下にはほとんど機能しなくなっていた。

しかし1958年の楓地区渡利友子規約は、第12条で「送り奉願帳……の汽車賃は其の者の負担とす但し其の当番の費用は連合山より負担す」と規定し、奉願帳制度への郷愁を示している。

つぎに山中交際とよばれる当山の友子組織内の活動をみてみよう。まず、病傷者への扶助について。戦後の登川地区の友子規約は、「病傷の件」の節で詳しい規定をおこなっている。

まず浪客人の病傷にたいし「保護」を規定している。しかし具体的な規定はない。戦後には浪客制度がなくなったので、これは問題外であった。戦後の楓渡利友子の規定にはそうした規定はない。

会員の傷病者への見舞金については、届を出して15日以上50銭、さらに15日以上50銭と規定されている。しかし戦後のこの規定は、楓渡利友子規約が規定しているように、公私傷ともに「30日毎に3回まで、追願は30日毎に3回迄とす」と規定されている。額は時の経過によって変化した。後の分析からもわかるように、労働保護法の充実した戦後には、もはや友子による傷病扶助額は、実質的な意味をまったくもたなくなり、友子の儀礼的な活動の一つになってしまった。

会員および家族の死亡にさいしての扶助は、香典と不幸米を支給する制度があった。すでにみたように戦後適用の登川友子の規約では、本人死亡

には香典3円と白米1升宛救助するとある。

白米1升宛とは、実は会員1人が1升の米を提供することであった。戦後はこれは不幸金とされ、金で徴収され付与された。家族はその半分であった。

しかし後に詳しくみるように、1955年以降は不幸金は、香典と合体され、香典とか不幸金とよばれるようになった。またその額も敗戦直後はやや高かったようであるが、次第に小額化し儀礼化していった。

取立制度は、かつては徒弟制度による新鉱夫の技能養成の制度であった。しかしそれは大正期末からくずれ、その後は単に新しく会員を集める方法となり、かつ親分子分の関係で友子独自の交際をおこない、規約の活動規定にはあらわれない、友子の活動の重要な一面を内包していた。

戦後適用の登川地区の規約では、第38条で出生出願者つまり友子加入希望者が10名以上出れば、取立式をおこなって加入を許可すると規定している。これ以外になんの規定もない。また1958年改正の楓渡利友子の規約には、取立についてとくに規定していない。

取立制度は、毎年新人を迎え取立式をおこない、新人には特定の親分が示され、以後両者は親分子分の関係にもとづきお互いに親戚以上の関係を結び、助けあうことになる。

戦後の取立制度は、単なる新会員の加入儀式となり、完全に形骸化してしまった。しかも炭鉱の従業員数は、頭打ちであり、むしろ1960年以降急激に減少したから、新会員の獲得が難しくなり、取立式の実行が数年に1回という状況に追いこまれた。それでも親分子分関係を形成する慣行は維持され、友子の伝統的な形式は維持されていったのである。

以上のように戦後友子の規約を分析することによって、われわれは、戦後の友子の基本的な枠組みを理解することができた。戦後の友子は、戦時下の友子を継承していたが、すでに明治・大正期の友子とは著しく異なった友子であり、組織の面ではともかく、その目的、機能の面では著しく形骸化してしまっていたと言うべきである。なお友子内の親分子分関係によ

るインフォーマルな活動について、友子の実態の分析のところでふれたい。

注

- (1) 1958年改正の楓地区渡利友子の規約では、一宿一飯への扶助は0円と記され、額が空白になっている。

3. 北海道における戦後友子の実態とその特質

——登川炭鉱における友子資料を中心に——

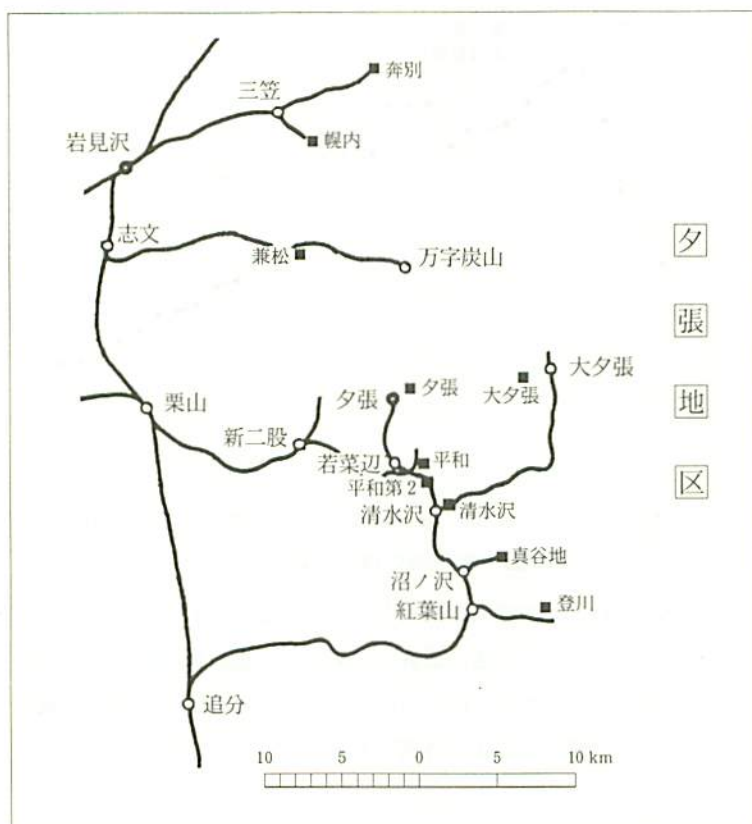
(1) 戦後登川炭鉱における友子の概観

登川炭鉱は、北海道の夕張市にあったが、苫小牧からくる石勝線が夕張とトマムに分かれる新夕張から数キロ奥まったところにあった。昔の夕張は、現在ある夕張駅周辺であったが、新夕張から夕張まで20キロの間に沢山の炭鉱があった。登川炭鉱は、楓鉱と登川鉱の総称で、大正8年に三井鉱山から買収した登川鉱とともに明治末期に開発された真谷地炭鉱の1鉱を吸収した楓鉱からなっていた。

現在は石勝線がトマム方面に延長されているが、かつては現在の新夕張である紅葉山駅から分岐する登川線の終点にあり、ゆきづまり僻地であった。楓と登川には飲み屋もなく、実に寂しい小さな炭鉱町であった。こうした僻地に友子が戦後残存した。

ここでは北海道における友子の組織と活動の実態を、登川炭鉱の友子の事例をつうじて明らかにしよう。さいわい登川炭鉱の友子資料、とくに四つの友子組織の大集会および役員会の議事録が残されており⁽¹⁾、これを分析することによって登川炭鉱の4友子の実態を解明することができる。もっとも、それらの議事録は、友子の実態のフォーマルな面しか記述していないので、インフォーマルな活動については、諸々の資料をつかつて言及していきたい。

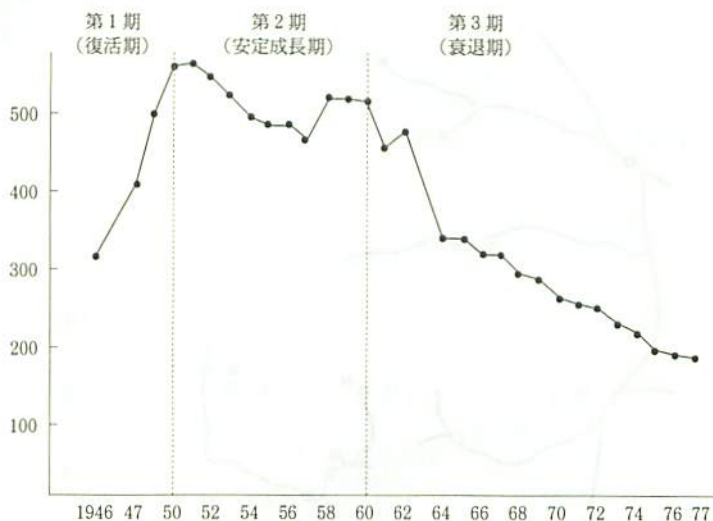
登川炭鉱の友子は、敗戦後も維持されて1978年1月昭和53年に解散宣



第1図 登川炭鉱の概念図

言するまで32年間の歴史がある。わたくしは、登川炭鉱の友子の歴史を三つの時期にわけて、その実態を分析してみたい。

第1期は、敗戦直後の約5年間、友子が復活し再び活動を開始した時期である。この時期の友子は、労働組合の結成と係わり、戦後友子の特質を浮き彫りにしている。またその後の友子の活動の基本的なスタイルを形成している。第2期は、戦後友子の安定成長期とも言うべき時期で、炭鉱の復活と初期の高度経済成長期の1950～60年の約10年間、友子が会員数を増加させ、新しい活動を展開した。第3期は、1960年の貿易自由化の全



第2図 登川炭鉱の友子会員数の推移

面化を契機に、オイルの輸入増加がおり、炭鉱業の合理化（スクラップ・アンド・ビルト政策）が急速に進展し、友子の会員数は急激に減少していった。エネルギー革命の進展の後、石炭業の斜陽化とともに、友子は衰退していき、ついに消滅してしまう時期である。

注

- (1) 登川炭鉱の友子資料のリストは、青木隆夫「石炭博物館夕張博物館蔵北海道内友子関係資料の解説と目録」、『金属鉱山研究』、第64号を参照。また登川炭鉱の各友子の集会議事録は、以下のとおり。

登川炭鉱の主な友子資料一覧〔

① 登川自友子

「登川鉱自坑夫規録」昭和13年～32年，NJ-1。

「登川自坑夫記録（簿）」昭和32～43年，NJ-2。

「登川自坑夫記録簿」昭和44年～53年，NJ-3。

「登川自坑夫救済名簿」昭和9年～27年，NJ-4。

② 登川渡利友子

「（登川渡利）永代記録」昭和6年～22年，NW-1。

「(登川渡利)議事録」昭和30年～34年, NW-2。

「(登川渡利)議事録」昭和40年～44年, NW-3。

「登川渡利友子議事録」昭和44年～52年, NW-4。

「(登川渡利)連合山議事録」昭和40年～48年, NW-5。

③ 楓自友子

「(楓自坑夫)記録簿」昭和20年～52年, KJ-1。

「楓自坑夫記録簿」昭和29年～33年, KJ-2。

「楓・登川自渡利友子連合山議事録」昭和44年～53年, KJ-3。

④ 楓渡利友子

「楓渡利友子議事録」昭和23年～34年, KW-1。

「楓渡利友子議事録」昭和23年～27年, KW-2。

「楓渡利友子議事録」昭和34年～41年, KW-3。

「楓渡利友子議事録」昭和45年～46年, KW-4。

「楓渡利友子議事録」昭和48年～53年, KW-5。

なお今後の分析では、逐一資料名を明示しない。年次を明示しておけば資料名が自動的にわかるからである。

(2) 敗戦直後の友子の実態

a. 敗戦直後の友子の組織と活動

戦時下に生き残った登川炭鉱の友子は、戦前とは異なった戦後の新しい状況のもとで、勢力を復活し、戦後の独特の活動を展開した。その活動の特徴を要約して言えば、友子は、労働組合の設立やその後の労働組合の運動に敵対することなく、むしろ労働組合と共存しつつ、しかも企業にも対抗することなく、企業の暗黙の容認のもとに、旧来の制度の精神を追求しながら、おもに相互扶助活動をつうじて、鉱夫間の親睦と職業意識の高揚をはかりつつ、友子制度の活発化をはかった、と言うことである。

もっともインフレと戦後の労働保護政策と社会保障制度が実現していきなかつた、友子の相互扶助の中身は、実質的には大きなものではなく、友子の伝統を引き継ぎ自らの存在を固執するための多分に儀礼的な水準にとどまった。また友子の組織力は、労働組合がまだ発足したばかりで、組合内

第2表 登川炭鉱の友子会員数の推移(1)

(単位：人)

	登川		楓		合 計
	渡利友子	自友子	渡利友子	自友子	
1940. 8	153	120	82	71	427
41. 6	125	115	69	67	376
42. 8	120	103	66	60	349
44.11	106	95	57	54	312
46.12	111	91	57	58	317
48. 3	135	121	75	78	409
. 11	167	146	95	99	507
49. 8	167	145	90	97	499
50. 3	188	162	100	111	561

注：本文に示した資料 NJ-1, NJ-4 から作成。

の団結力も決して強くなかった段階で、鉱夫間の仲間意識を高め、強固な集団意識を維持、強化し、友子の存在価値を高めた。友子は、労働組合の団結力を補完していたのである。

まず友子の会員数の動向からみてみよう。戦時下に勢力を衰退させた登川炭鉱の友子会員数は、1940年に427名だったが、多くの鉱夫が出征し、しだいに会員数を減少させて、ついに敗戦直前の1944年11月には312名に低下した。ほそぼそと活動をつづけていたことが、記録されているが、その衰弱ぶりは著しい(第2表)。

連合取立式は、1943年4月に17名を取立て、以後中止された。1943年の登川自友子の大集会の出席者は20名であり、44年には30名とふえたが、45年7月の大集会には9名しか集まらなかった。この大集会では、当番の義務を守るべしとか、当番手当を廃止するとか、当番頭を廃止するとか否定的な問題を決めている⁽¹⁾。

しかし敗戦直後の混乱期に登川炭鉱の友子は、なぜ廃止をまねがれて復活していったのであろうか。

この点について『夕張市史』は、つぎのように論じている。

「戦後、続々と炭鉱人口が集中し、引揚者、都会からの疎開者等一応生

活のできる炭鉱を目指して転入してきた。これらの人達の中には、炭鉱に未経験な人が多く、種々の職歴を持った人々であった。この時、民主主義の思潮に目覚め労働運動が活発になり盛り上がってきた。人々の中には、友子制度の封建的で、当然改廃されて組合に統合されるべきことを主張する者も出てきた。人口増加によって社会意識の変化から、従来の友子を批判する動きを見せた。『親分子分など封建的なものである』とか『労働組合一本で結束していくべきである』など話題に上った。やがて新山者の非難も実質的な検討ができないまま、その声もなくなった。かくて友子集団は、労働者の減少による救済負担を合理化し、労働者の増加にあっては、構成員を勧誘して慣習の力を発揮したのである』⁽²⁾。

要するにここでは、友子の勢力は、批判勢力を抑えて友子の維持、拡大に成功し、やがて批判勢力もなくなり、むしろそうした批判勢力も友子に加入していったと言うことである。これに加えて、すでに指摘したように、左翼防波堤として友子を支持する経営者や、友子の有力者であり、労働組合の指導者でもあった勢力が、友子に否定的でなく、むしろ友子を積極的に擁護したことをあげなければならない。

なぜ友子の有力者たちがそうしたかについては、今となっては知る由もない。しかしわたくしは、彼らが、戦前・戦時からの友子の有力者であり、戦後の労働組合結成に中心にかかわり、企業から直接労働組合の結成を依頼された勢力も、自発的に労働組合の結成に参加した勢力も共に、友子に著しく好意的だったことを、戦後友子を残存させた大きな理由だと考える。おそらく他の炭鉱で友子が残存した理由もそうしたところにあったと考えられる。

こうして1944年には312名に落ちこんだ会員数は、46年12月の317名をへて、48年3月には409名に達している。また48年11月には507名の会員を記録し、さらに50年3月には561名となり、戦時下の勢力をこえ、登川炭鉱の友子会員数のピークを記録し、いわば戦前の勢力を回復した。

1946年12月から1950年3月の約4年間で友子の会員数は、317名から561名となり、244名増加した。増加した会員は、おもに戦後新しく炭鉱に入ってきた人達や登川炭鉱の2代目鉱夫たちが友子に新しく取り立てられ、新規に友子に加入した部分であった。登川炭鉱の友子は、戦後の新しい状況の中で、あらたな会員の加入活動をおこない、かなりの人員を友子に参加させることに成功したのである。

戦後あらたに取り立てられた鉱夫の人数は、第3表のとおりである。取立式は、戦後5年間に3回おこなわれ、新しく256名の会員を獲得した。戦後第1回目の取立式は、1947年3月におこなわれ約80数名の鉱夫をあらたに友子に加入させた。46年末には317名だった友子の会員数は、新規参加によって409名に増えた。また48年5月に戦後第2回目の取立式がおこなわれ、81名があらたに友子に取り立てられた。その結果48年11月の会員数は507名に増えた。さらに50年5月に戦後第3回目の取立式がおこなわれ、72名が取り立てられ、その結果50年には戦後最大の561名の会員数を確保することができた。

戦後5年間で増加した友子の会員244名は、取立によって新規に友子に参加した256名に相当し、結局戦後の友子の会員増は、おもに取立によっておこなわれたことがわかり、友子の再生力をはっきりと示している。

しかし新規加入者以外の加入者は、取立によるものだけではなかった。

第3表 登川炭鉱における取立式と取立人員(1)

(単位:人)

	登 川		楓		合 計
	渡利友子	自友子	渡利友子	自友子	
1947. 3	34	20	16	(15)	85
48. 5	33	13	20	15	81
50. 5	26	17	12	15	70
3 回 計	93	50	48	45	236

注: 前掲『夕張市史』, 502頁の表と友子資料から作成。

『夕張市史』の数字には間違いがあるが、原資料により訂正した。

() 内の数字はわたくしの推計である。

戦後5年間だけで、相当数の高齢化や傷病による退職者がいたはずである。各友子の議事録をみると退会者が散見されるが、今その数は計算しがたく、年間十数人に達していたように感じられる。

戦後新規加入以外に登川炭鉱の友子に加入した人達は、戦時下に登川炭鉱から出征した友子鉱夫が復員してきて友子に復帰したか、他の炭鉱の友子鉱夫が戦後に登川炭鉱に移動してきて友子に参加した者かである。そうした人達が、退職して友子を離れた人員を補充していたのである。

なお登川炭鉱の各友子会員数の内訳は第2表のとおりである。登川地区の2友子の勢力が大きく、楓地区の2友子がやや劣っていた。4勢力が労働組合の役員選挙などの内部抗争にどうかかわるか、後にみるように興味深い問題である。

以上の単純な分析からもわかるように、登川炭鉱の友子は、5年間であらたに250数名の取立をおこない、古くさい組織と見なされ、敬遠され、消滅した炭鉱が多い中で、敗戦時の会員数の2倍まではいかないまでも、かなりの勢力の拡大をはかった。

そのうえ友子は、第4表に示したように、登川炭鉱の男子従業員の過半を組織していた。労働組合員は従業員を100%ちかく組織していたから、労働組合員にたいする友子の組織率は、ほぼ男子従業員の組織率と同じだっ

第4表 登川炭鉱の友子の組織率(1)

(単位:人)

	登川炭鉱 従業員数	友子会員数	(組織率)
1943. 6	416		
45. 6	494 (男女)		
46. 3	644 (男女)	317	(49.2)
46.10	702		
48. 7	835 (男女)	409	(46.4)
49. 6	881 (男女)	499	(56.6)

注:北海道労研「北海道炭鉱統計資料集成」労働編、『研究調査報告』第12号より作成。

従業員は常用鉱夫のみ。

たであろう。登川炭鉱の友子は、労働組合員を多数包含し、労働組合と共存しつつ存在しつづけたのである。

つぎに敗戦直後の登川炭鉱の友子の活動を、4山友子連合の活動の面からみてみよう。4山連合は、すでに戦前の1932年に組織されていた。登川炭鉱では100名前後の少人数の4組織が競合して存在していたが、互いに運営が難しくなり、一定の協力関係をもつ必要に迫られた。4山連合は、取立を合同でおこない、ある種の相互扶助活動を共同でおこない、各友子規約の内容を標準化するために生まれた⁽³⁾。

戦後もこの関係は維持された。友子資料によれば4山連合は、年2回の役員集会をひらき、当面する期間(半年)の活動について話しあった。そしてその後に清算会をひらき、4山連合にかかわる会計を決算しあった。

4山連合の果たすべき課題は、まず一般的には、4友子間の情報交換であった。連合集会では、毎回各友子の会員数が報告された。また4友子の規約や活動方法が必ずしも統一されていなかったのも、こまかな規約の内容や活動を調整したり統一したり、標準化する必要があった。

たとえば4友子の会費はばらばらであった。しかし長期的には、後に具体的にみるように、おおよそ同一水準に維持されていた。また傷病見舞金や香典の額などの相互扶助の内容も、各友子間で決められ同一ではなかったが、これも長期的には同一の水準であった。これは、明らかに4友子が情報を交換しあい、一定の方向で調整していた証拠である。

逆に4友子は、ばらばらで活動することのマイナスを自覚し、組織の統合について協議している。1951年1月の登川自友子の大会集では、連合山から提起された「交際金統一ノ件」について議論し、しかし大会はこれを「否決」した。その後第2期に入ってからであるが、4友子組織の統合の必要がたびたび議論されることになる。

つぎの課題は、4山連合にかかわる規約改正である。4山連合集会は、4山連合のこまかな活動についての規定や、4山連合が統一しておこなう活動のルールの変更についてその都度議論している。

たとえば友子交際のうち、箱元交際の一つである浪人交際の規定、登山浪人への附合料の額の変更、奉願帳浪人への給付額の変更などである。登川自友子の資料によれば、1947年1月の連合集会では、奉願帳について議論され、「奉願帳持参者に対し連合山に於て一泊に付金10円送る事」「浪人登山者の飯場料金5円とす」などを決定している。もっとも浪人制度は、鉦夫の移動がなくなり、戦後には例外的な問題となった。奉願帳制度は、後にふれるように救済制度として1山友子内の救済制度に変型して残存していると言ってもよい。

浪人の登山については、楓渡利友子の資料では1950年7月に旧樺太炭鉦出身者があらわれ、連合交際所で寄付なしの一宿一飯でもてなしたと記されており、その費用は会員に頭割り当てられた。しかしこうした例は全くの例外であった。戦後はこの浪人制度はまったく消滅してしまったと見なしてよいだろう。

つぎの課題は、友子の活動の中でも最も重要な4山合同の取立式についての協議である。戦前から4友子は、合同で取立式をおこなってきた。したがって4山は、毎年取立式の執行について話しあい、実行の可否を決定しなければならなかった。戦後3回にわたる取立式も4山連合で話しあわれた結果であった。

たとえば1946年12月に臨時4山連合集会がひらかれ、次年度に各友子の初大集会で取立式について討議をおこすことを決議した。翌年の1月19日の初4山連合集会には、19名の代表が集まり、3月に連合取立式をおこなうことを決定し、さらに出生人1人20円、親分祝儀10円、兄分同じく5円を、立会人の祝儀については、平3円、連合立会100円などを決めた。逆に取立式が困難な年は中止が話しあわれた。

その他4山連合の独自の活動として注目されるのは、毎年初連合集会に各山から2名くらいの優良友子会員を推薦してもらい、表彰することであった。表彰される者には、表彰状と金一封と記念品が贈られた。ちなみに金一封は、48年1月に100円と改正された。

また連合集会は、おもに各組織の役員が参加したが、各友子の役員間の
大いなる親睦の場でもあった。集会の後は必ず小宴会が催された。連合役
員会の費用は、したがっておもに飲食費代であった。

こうした会費は、後に友子の活動費の中心になっていく。そうしたこ
とは、友子がまさに親睦団体として機能していたことを如実に示すもので
ある。その費用は、清算集会の際に計算され、会員1人いくらかとして頭割
りされ、会員数に比例して各友子会計から徴収された。

ちなみに1950年1月22日の連合初集会の費用の内訳を第5表に示して
おこう。支出の71%が宴会費であることがわかる。こうした宴会は、4友
子間の交流、4友子幹部間の親睦に大いに寄与したことは明らかである。

こうした宴会は、もっとも昔の友子もおこなっていたとは言え、戦後の
友子の場合は、その頻度がいかに高い。

つぎに各友子の組織活動についてみてみよう。4友子は、組織的には基
本的に同じような活動をおこなっていた。まず年2回の大集会がひらかれ、
それに先立って役員会がひらかれた。

第5表 連合初集会の費用(1950年)

支 出		
焼酎5升	2,200 円	
するめ815メ	361 円 50 銭	
みかん	250	
(飲食費	2,811 円 50 銭	71.2)
表彰状10枚	50	
のし袋6枚	15	
汽車賃1人分	80	
賞金6人分	600	
座 料	200	
清算費	200	
(組織運営費	1,145	29.8)
合 計	3,956 円 50 銭	(100.0)

総人員：495名

1人当り8円10銭、残金53円。

注：KW-1より作成。()は筆者より計算。

箱元、大当番、区長、それに老母役などの役員は、大集会で選出されたが、基本的な流れとして、役員会で事前に次期の役員が年功を考慮されつつ有力者の中から順次推薦され、大会で承認されていった。役員は、時には留任する例も少なくなかったが、一定の人物が長期間固定的に選出されたことはなかった。そのかぎりでは、登川炭鉱では、いわゆる世襲的な友子役員の慣行はみられなかったし、特定の顔役的なボスの存在は認められなかった⁽⁴⁾。

後にみるように、友子の役員の中には、労働組合の有力な役員となる者も多く、労組役員は、必ず役員になる前後に友子の役員を務めて、友子の有力者であった。登川炭鉱においては、友子と労働組合の関係は密接であった。しかしその関係は、友子が労働組合を支配したり、指導したりする関係ではなく、むしろ友子は労働組合の下にあって、労働組合の指導下にあったのである⁽⁵⁾。

役員会議は、大集会や連合集会の前後にひらかれることが多く、年間10回はひらかれていた。

大集会は、取立の問題、規約改正、役員改選、その都度重要な問題について論議し決定した。たとえば、1947年1月の登川自友子の大集会の議事録を紹介しておこう。

「自坑夫交際飯場湯佐方に於て初大集会を開催左記の件を協議す。

記

* 沢出林一氏満30年に達したるを以て規約に基き老人役に承認す。

* 規約及交際金徴収の改正の件

従来1カ月金50銭宛徴収せる交際金を金5円と改む。

* 公傷傷病者見舞金支出改正の件

公傷傷病者の友子に対し左の通り見舞金を給与する事。

1カ月以上の休業者には 金30円也。

60日以上の場合 金50円也。

以後引続き休養を要する者は1カ月毎に金50円宛給与して通算6カ月にて打切る事。但し家庭困難と認めたる者に対し役員会を開き救助方法を協議決定する事。

* 不幸金支出改正の件

交際者の死亡の場合 香典一金100円也

同家族の場合(年齢不問) 金50円也

* 老翁役より交際金徴収の件

従来規定により老翁役として交際金免除せるも本大集会の決議に依り一般交際者と同額の交際金を徴収する事に改む。

* 役員手当支出改正の件

箱元大当番の手当半期 金50円也 区長 金40円也

交際所へ歳暮中元 金50円也 座料 金50円也」⁽⁶⁾

この大集会では、規約改正のほか役員手当、傷病見舞金、香典などの改正がおこなわれたことを示している。かようにこの議事録は、友子の組織活動の一端をつたえている。

なお役員手当は、半期で50～40円と言うきわめて小額であり、まったく実質的な意味をもたない儀礼的なものであった。

ここで友子の組織運営の実態を評価する重要な指標の一つである一般友子会員の大集会への出席率を示しておきたい。第6表に示したように、敗戦直後の大集会の出席率はそれほど高くない。たとえば1948年1月の登

第6表 大集会への出席率(1)

	登川自友子		楓渡利友子	
	出席者	出席率	出席者	出席率
1945.7	9名	9.9%		
48.1	21名	17.1%		
49.1			24名	26.6%
50.1			29名	32.2%

注：NJ-1, KW-1 から作成。出席率は出席者/会員数×100。

川自友子の出席率は、17.1%であり、楓渡利友子の大集会出席者は、49年1月の場合26.6%、50年1月には32%であった。

大集会の出席率は、一般に会員の友子組織への帰属意識の強度と友子の大衆性の程度を示している。この時期の大会出席率は、つぎの時期の大集会出席率40%前後と比べるとかなり低い。したがって戦後の友子復活期には幹部たちが熱心に友子を復活させ、勢力の拡大に努めていたことが想像できる反面、一般会員の友子への参加意識はそれほど強くなかったことを示唆している。

つぎに各友子の活動を会費の動向からみておこう。会費の問題については、いくつかの特徴がみられる。

第7表は、各友子の会費を示したものであるが、これからわかることは、第1に、会費については、4連合で画一的な額が決められたのではなく、ある程度の統一的な水準を維持しながらも各友子が独自に決めていたことである。実は、もともと友子は、それぞれの単位組織が個性的であったが、登川炭鉱の場合も、終始個性を維持しお互いに競いあっていた。

ここでは、それが会費の額の相違にはっきりとあらわれている。すなわち1946年の会費は、楓自友子が月額1円であるほかは、他の友子が月額50銭となっている。それが翌年には、登川自友子と楓自友子が5円に値上げし、さらに翌年10円に値上げしている。他の友子の会費は不明だが、少しのタイムラグはあろうが、10円程度になっているのであろう。また

第7表 友子の会費の推移(1)

	登 川		楓	
	渡利友子	自 友 子	渡利友子	自 友 子
1946	50 銭	50 銭	50 銭	1 円 00 銭
47	1 円 00 銭	5 円 00 銭	1 円 00 銭	5 円 00 銭
48		10 円 00 銭		10 円 00 銭
50				40 円 00 銭
51		10 円 00 銭		30 円 00 銭

注：各資料から作成。

1950年には楓自友子は40円に値上げした。

なお登川自友子の資料によれば、すでに指摘したように1951年1月に連合山集会で、会費を4山で統一する案が提起されたが否決された旨の指摘がある。その時期に会費の足並みが揃ったのかも知れない。しかしその後も必ずしも会費は完全に一致したわけではなく、若干の差異が残った。

しかしそうした会費の格差は、どうして生じたかといえ、相互扶助の内容、各友子の会員数、財政力、それに傷病見舞金、香典や不幸金の額に相違があったからである。

戦後友子の会費の特徴は、第2に賃金や労働組合の会費と比較して額がきわめて小さかったことである。

第8表に示したように、1946年頃の北海道の炭鉱における坑内夫日賃金は、24円38銭であった。当時3友子の会費は50銭だったから、坑内夫の日賃金の2%でしかなかった。

労働組合費の方は、当時は賃金の1%であった⁽⁷⁾。これを月給から推計してみると、第8表のとおり、坑内夫の労働組合費は、50円くらいであり、友子会費は労働組合費の100分の1であった。ただ楓自友子の会費は1円だったから、労働組合費の50分の1ということになる。友子の会費がきわめて小さかったことがわかる。

第8表 北海道の炭鉱夫賃金と労働組合費

	坑内夫日賃金	同 月 給	労働組合費
1945. 9	6 円 21 銭	(1242 円)	(12 円)
. 12	17 円 07 銭	(3414 円)	(34 円)
46. 3	24 円 38 銭	(4886 円)	(48 円)
. 9	38 円 43 銭	(7686 円)	(76 円)
47. 3	80 円 75 銭	6068 円	(60 円)
48		1 万 0766 円	(100 円)
49	499 円 57 銭	1 万 2097 円	(120 円)
50	588 円 56 銭	1 万 3898 円	(139 円)

注：『北海道炭鉱労働十年史』、432-5 頁から作成。

() は筆者の推計。

1950年頃についてみても事態はかわらない。3友子の会費10円は、当時の坑内夫日賃金約590円の6分の1であり、また坑内夫の労働組合費（この時期まで月給の1%とすれば約140円）の14分の1にすぎなかった。楓自友子が例外的に会費40円を徴収したとしても、それさえも労働組合費の4分の1にすぎなかった。

以上のように戦後の友子は、人員的に復活したとしても、会費の面からみると、きわめて財政力の小さな組織でしかなかったことがわかる。ちなみに戦前の友子の会費についてみると、明治30年の常磐炭鉱の友子の会費は月40銭であり、当時の1日の賃金に相当した。また大正5年頃の神岡鉱山の友子の会費は、35～6銭であり、当時の日賃金の1円くらいだったから日賃金の40%であろうか。昭和10年頃の日立鉱山の友子会費は30銭だった⁽⁸⁾。

戦前の友子会費は、以前からあまり変化しておらず、物価上昇率を考慮すれば、相対的に低下してきたが、全体として時代をさかのぼるほど、高額であったことがわかる。それらと比較してみると、戦後の友子会費はいかにも小額であり、友子制度の財源はいかにも貧弱であった。会費の面からも友子は、形骸化しており、労働組合に対抗する力など全くなかったことがわかる。

友子会費の第4の特徴は、会費が変動的なこともあってか、企業によって代理徴収されていなかったことである。規約によれば、会費は地区役員が徴収することになっていた。この傾向は戦後一貫していた。

会費の自主的な徴収は、会社による会費の代理徴収をおこなう会社依存型の友子にたいして一定の独自性をあらわしており⁽⁹⁾、かつ登川炭鉱の友子が実質をもって活動していたことを示すものとして注目しておきたい。会費の自前での徴収が組織にとって大変な活動であることは、少しでも組織活動の経験がある人であれば容易に理解できることである。

つぎに戦後の友子が力をいれた炭鉱内の相互扶助についてみることにしよう。まず傷病見舞金の支給状況についてみよう。傷病見舞金の支払いに

は二とおりあり、一つは定額が支払われるもの、もう一つは、会員から一定の額を徴収して支払われるものであった。具体的には第9表に示したとおりである。

ここでも各友子の見舞額は、多少差がある。登川自友子の場合、定額が支給され、1945年8月には50銭が支払われた。ちなみにそれは、当時の坑内夫日賃金6円21銭の8%にしかすぎなかった。

登川自友子の傷病見舞金は、1946年には15日間休業以上に1円、さらに1カ月間の休業に2円と変更された。しかし急激なインフレに襲われていたので、47年には1カ月以上30円、2カ月以上50円、その後1カ月50円、6カ月で打ち切りと改訂した。49年には、初回が50円、6回目で打ち切り、最後に100円を贈ることを決定した。さらに50年には初回から100円と改めた。

しかしその額は、一見して明らかなようにきわめて小額であった。すなわち1950年の100円の見舞金は、坑内夫日賃金590円の17%、6分の1

第9表 傷病見舞金(1)

	登川渡利友子	楓 自 友 子
1945	8月 50銭	1月 10銭徴収
46	15日間1円 30日間2円	
47	1カ月以上30円 2カ月以上50円 その後1カ月50円 6カ月で打ち切り	2月 1カ月1円徴収
48		1月 1月2円徴収 7月 5円徴収
49	1カ月50円 6回打ち切りで 100円贈る	
50	5月 初回100円 6回で打ち切り	1月 1月5円徴収 250円

注：各種資料から作成。

月は改定または確認の月。徴収とは、会員各人からその額を集める方式。

にすぎなかった。当時東京のコーヒ 2 杯分、米 1 升分にすぎなかった⁽¹⁰⁾。

しかし楓自友子の見舞金制度は、従来のように傷病者が出ると、会員から見舞金を集める方式をとっていた。すなわち 1947 年には 1 カ月たつと各人 1 円、48 年 1 月には 2 円、同年 7 月から 5 円が徴収され、病人に支給された。48 年 7 月の例では、会員 78 名だったから、78 名×5 円=390 円ちかく集まるはずである。しかし老母（2 割ちかかった）などこうした徴収が免除されているので、300 円くらい集まった勘定になる。50 年には 250 円の定額支給に改められた。それにしても楓自友子の見舞金は、他の友子 100 円よりやや高い。こうした格差が少数派友子の存在価値を主張することになったのであろうか。

それにしても明らかに 1 カ月の傷病見舞金の額は、鉱夫の日賃金の 1 日分にも足りないか 2 日分の額であり、とくに前者は実質的な意味を全くもたず、制度としては完全に形骸化していることがわかる。しかしそうした見舞金が、他の制度と並んでおこなわれるとき、友子の制度として、とくに自前の友子の精神や親睦の象徴として一定の役割を果たしてはいたことを否定することはできない。

とくに指摘しておかなければならないのは、金銭に還元できない、友子の助合いである。病人ができれば、登川地区友子の規約 31 条によれば、重病の時には「附添人」をつけることになっており、また親分子分の関係者が規約に書かれていないところで面倒をみる慣行が残されていたのである。

ではこうした見舞金は、年間に何人くらいが支給されているのであろうか。

登川自友子資料によれば、1946 年の 1 年間で 7 件の事例があり、1 件 2 円が支給され、総額は 140 円であった⁽¹¹⁾。後にみるように、友子財政全体からみても、見舞金制度の重みはまったく感じられない。

なおここで特別救済制度についてふれておきたい。救済制度は、戦前にすでにみられ、企業内だけに適用される奉願帳の変型であった⁽¹²⁾。戦後の登川炭鉱でもこの制度が認められる。

登川自友子では、1949年6月の定期大集会において、大村寛一に「有志帳」の作成を決定した。この有志帳は、3回の傷病見舞金が打ち切られた後、「願人」を立てて救済の追願を機関にかけて承認をもとめるのである。これは、奉願帳制度と同様な手続きである。そして彼に一定の寄付がおこなわれた。

こうした有志帳の発行がどのような頻度でおこなわれたか、今十分に明らかにできないが、資料をみるかぎり、まれにしか見あたらない例外的なものだったことがわかる。しかし集められた寄付額は、1950年の昭和炭鉱の例でみると、1万円ちかく集めており、相当の金額であった⁽¹³⁾。しかもこうしたかつての有力制度は、友子共済のシンボルとして一定に意義をもっていたのではないかと思われる。

つぎに香典と不幸金についてみることにしよう。仲間の死に手をかけて心から弔う友子は、まず仲間の死に際して友子組織が山中香典を支払い、さらに従来から東北、北海道では、仲間の不幸に際して米を持ち寄って遺族を助けた不幸米の伝統にならって、各人が不幸金を集めて遺族に支払い、かつ不幸当番を出して葬式を取り仕切った。

登川炭鉱での香典と不幸金は、第10表のとおりである。

これらの制度についても各友子は、さまざまな支払い方法と額を決めていた。香典については全体的な傾向が明らかな楓自友子の例をみると、本人の死亡にたいしては、1946年8月には、香典が2円であり、不幸金は、本人死亡の時2円、家族の時1円となっている。後者は、各人が会費以外に支払うシステムである。とすると、当時楓自友子は、約60名だったので、不幸金は約120円集まることになる。その後インフレが進行して48年7月には、香典が100円、不幸金が、本人10円（×会員数約100名＝約1,000円）となり、その後49年1月に、香典がそのまま、不幸金が倍額となった。すなわち、不幸金は、20円×約100名＝約2,000円となった。これは当時の一つの水準を示唆していよう。

登川自友子についてみれば、1947年に本人の死亡に不幸金を100円払

第10表 香典および不幸金(1)

	登川自友子		登川渡利友子		楓自友子	
	香典	不幸金	香典	不幸金	香典	不幸金
1946	本6円 子4円 子2円	本100円 家50円	本10円 家5円	本50銭徴 家25銭徴	本50銭 2円	本40銭徴 家20銭徴 本2円徴 家1円徴
47	本100円 家50円			本1円徴 家50銭徴	5円	本5円徴 家3円徴
48					本100円 家50円	本10円徴 家5円徴
49	家100円 本10円徴					本10円徴 家10円徴
50					本100円 家50円	本20円徴 家10円徴 本1500円 家500円

注：各種資料から作成。

本は本人死亡、家は家族死亡の場合。徴とは、徴収のこと。

うと決められているだけで、他の規定がない。しかし楓自友子では、46年8月の水準では、不幸金は本人死亡で2円を徴収することになっているから、 $2円 \times 約60名 = 約120円$ で登川自友子の水準に近い。

なお1944年6月に登川自友子は、香典を10円ずつ集める方式にした。事実上香典は、 $10円 \times 会員数150名 = 約1,500円$ であった。他方1950年後半に楓自友子は、山中香典100円に不幸金を1,500円とすることに改正したが、これは各自から集めないで支出の総額を決める方式に改めたようである。

以上のように、香典と不幸金は、遺族に支給されたが、その額の大きさは、傷病見舞金と違ってやや実質的な感触をもつものである。たとえば、楓自友子の例で、46年8月の水準は、2円と $2円 \times 約60名 = 約122円$ となり、当時の日給の3～4日分に相当した。49年の1,600円の水準も、当時の日給の3～4倍であった。

しかし、かつての香典と比較するとたいした額ではないことがわかる。たとえば、明治30年の常磐炭鉱の友子規約によれば、本人の死亡には10円の香典が計上されていた。この額は、当時の日賃金40～50銭の10日分か12、3日分に相当し⁽¹⁴⁾、戦後の北海道の香典の水準はそれより著しく低かったことがわかる。

しかも葬式の費用は、こうした香典や不幸金から支出されたので、遺族にとっては資金的な扶助としての意味はむしろ全くなかったかも知れない。

しかし友子が伝統的に葬儀を執りおこなう慣行は、炭鉱内に親類縁者の少なかった鉱夫から構成されていた戦後友子にとっては、友子の大きな存在意義であったに違いない。

仲間の死にたいしては、数人の不幸当番を出して葬儀の準備と執行をおこない、また葬儀に会員みんなが参加した。渡利友子の場合には、子分や兄弟分が墓を建立してやる慣行があった。こうした慣行は、金で評価できないものであり、友子の存在価値を維持するうえできわめて大きな意義をもっていたと考えられる。

他方、1947年9月から実施された労災保険制度は、休業補償、療養補償、遺族補償、障害補償、葬祭料などで実質的な意味をもち、労働基準法も休業手当を支給するように規定していた⁽¹⁵⁾。この制度は、第11表に示したように、実質的な意味がはっきりと読みとれる。それは、友子の相互扶助の実質をいよいよ失わせることになった。むしろ友子の相互扶助は、かつてのようなその資金的な実ではなく、あくまで伝統の形式を維持し、友

第11表 北海道の鉱夫労災補償費
1件当たり費用（1950年）

医療補償費	2,885円
休業補償費	5,144円
障害補償費	57,824円
遺族補償費	403,707円
葬祭費	23,935円

注：『北海道炭鉱労働十年史』，418頁から作成。

子の精神を誇示するための儀礼となっていたのである。

最後に登川炭鉱の友子の活動を友子の会計の面から概観しておこう。ちなみに登川渡利友子の1946年上期の会計報告(第12表)は、以下のとおりである。

この報告からわかることは、第1に、終戦直後の友子が、財政的にみれば、組織運営に資金の大半を費やしていることである。すなわち、半年間の支出の72.9%が、組織運営費である。初集会には27.2%、役員への礼金や役員引継費が23.4%の支出である。

しかもかつては全くのボランティアでおこなわれた役員の活動にたいし礼金28%も支払われた。役員引継費とはいえ、引継会議に集まって飲み食いする費用であった。戦後の友子は、組織運営のために費用をかけて、役員には宴会の機会をあたえ、大集会には会員の親睦をはかるために宴会

第12表 登川渡利友子の会計報告(1946年上期)

収 入		
下期繰越金	332 円 73 銭	
上期収入金	271 円 (÷6 カ月÷約 100 名=1 人約 45 銭)	
合 計	603 円	
支 出		
初大集会費用	70 円	27.2%
座 料	6 円	2.3
役員礼金	28 円	10.9
役員引継費	32 円 25 銭	12.5
帳面代5冊分	51 円	19.8
(組織運営費)	187 円 25 銭	72.9)
見舞金	55 円	21.3
香 典	7 円	2.7
当番代	8 円	3.1
(相互扶助費)	70 円	27.1)
合 計	257 円 25 銭	100.0
残 金	346 円 48 銭	

注：NW-1より作成。()と％は筆者による計算。

をひらき、組織維持に熱心だったことがわかる。それが、友子の維持発展に大きな力になっているとも言えよう。そこで友子の鉦夫たちが、組織的な訓練を果たし、鉦夫間の仲間意識を強めたのである。

なお大集会の費用は、すでに第5表に示したようにもっぱら集会後の宴会のための飲食費であった。

第2に、それと反対に友子のおもな活動とされた肝心の相互扶助にあまり資金を費やしていないことである。相互扶助関係費は、27.1%であり、全体のなかでそれほどウエイトが高くない。傷病見舞金がノート5冊分の金額でしかないことは、相互扶助の金銭的な内実が弱まり、その制度が形骸化していることを端的に物語っている。

ちなみに明治44年の小坂鉦山の友子会計によれば、常会費2円80銭、謝礼3円55銭、雑費3円15銭など組織運営とおぼしき費用は、9円35銭で、総支出の5%にしかすぎない。残りの95%が浪人への附合料、餞別など含めた広い意味の相互扶助関係費であった⁽¹⁶⁾。1935年の雄別炭鉦の友子でさえ、組織運営は61%程度であった⁽¹⁷⁾。

取立式についてこれまで度々論じてきたので、ここで詳しく述べることもないが⁽¹⁸⁾、簡単に指摘しておけば、取立式もまた、友子にとって重要な伝統的な儀式であり、相当の準備を要する事業であり、それはまたまれにおこなわれる重要な宴会、親睦の場でもあった。この取立式が戦前から毎年おこなわれなくなったが、戦後の友子は、5年間でなんとか3回の取立式を、エネルギーを搾って実施した。徒弟制度としての取立はすでに形骸化して久しいが、加入式としての取立式は、友子制度の象徴であった。

最後に友子のインフォーマルな活動についてふれておきたい。友子の活動に親分子分の関係からなる両者の親密な関係がある。これは、友子の議事録などからは察知できない問題であるが、しかし友子の活動、ひいては戦後の友子の存在意義を考えるとときに無視しえないことである。

注

(1) 前掲 NJ-1 を参照。

- (2) 前掲『夕張市史』, 501 頁。

1996 年 8 月わたくしは、元登川炭鉱の友子幹部であり労働組合幹部でもあった夕張在住の加藤幸信氏から友子についての聴取調査をおこなった。氏の聴取については、今後ときどき引用することになる。聴取に応じて下さった加藤氏にはここで感謝の意を記しておきたい。

加藤幸信氏は、戦時中から登川炭鉱で働いてきたが、応征し、戦後復員して、1947 年に友子に取り立てられた。彼の親分は後に問題になる片寄勇二であった。加藤氏も、『夕張市史』と同様の趣旨を語った。

- (3) 4 山連合の規約は、『夕張市史』, 501 頁参照。

- (4) 昭和期の友子にける長老のボス化の傾向については、日立鉱山でみられる。前掲拙稿「昭和期における友子制度の変質と解体(二)(2)」参照。

- (5) 古老の加藤氏は、わたくしの質問に答えて、「友子は、労働組合を支配していたことはなく、むしろ労働組合の幹部が友子を指導していた。」と述べている。

- (6) 前掲 NJ-1 による。

- (7) 北海道石炭炭業連盟『北海道炭鉱労働十年史』, 129 頁。

- (8) 常磐炭鉱の友子については、前掲拙著『日本の伝統的労資関係』, 228 頁、神岡鉱山の友子については、水瀬清二郎『坑夫』, 67 頁、なお大正 5 年頃の金属鉱山の日賃金については、拙著『日本炭鉱賃労働史論』, 347 頁を参照。日立鉱山の友子については、「昭和期友子制度の変質と解体(二)(1)」256 頁を参照。

- (9) 日立鉱山の友子は、代理徴収されていたように思われる。同上論文, 255 頁参照。

- (10) 岩崎爾郎『物価の世相 100 年』, 読売新聞社, 1982 年, 290-2 頁参照。

- (11) 前掲 NJ-1。

- (12) 前掲拙著『日本の伝統的労資関係』, 227 頁。

- (13) 夕張博物館蔵。

- (14) 戦後の労働保護政策、社会保障制度の実施状況については、前掲『北海道炭鉱労働十年史』, 418 頁を参照。

- (15) 前掲拙著, 325 頁。取立式における宴会については、同上, 159 頁, 306 頁を参照。

- (16) 前掲拙著, 325 頁。

- (17) 前掲『友子団体調査報告』, 55 頁。

- (18) 取立式における宴会については、拙著『日本の伝統的労資関係』の 157 頁以下, 306 以下参照。

b. 敗戦直後の労組結成と友子の関係

敗戦直後の民主化運動の中で、北海道の諸炭鉱で一斉に労働組合が組織され、激しい運動が展開された。しかしその運動は、きわめて複雑な様相を呈していた。ここでの課題は、友子が敗戦直後の労働組合設立と初期の運動にどのようにかかわっていたかを明らかにすることである。

北海道の炭鉱における労働組合設立運動は、三つの流れの合成によっておこなわれた。その三つの流れとは、第1に、企業の意向をうけて企業寄り鉱夫グループによる労組結成の動きであった。第2に、戦前から運動の経験をもち少数だが積極的な影響力をもった政党グループ、特に共産党系のグループによる労組結成の動きであった。第3に、自然発生的にまた直感的に労働組合の意義を理解した鉱夫グループによる労組結成の動きであった。

北海道の場合、この三つの動きが全体として確認されるが、個々の炭鉱ではこの三つのうちどの動きが強かったかによってそれぞれの労働組合の性格を彩ることになった。

登川炭鉱の場合は、おもに第1のグループと第2のグループによって労働組合の結成がおこなわれた。まず第1のグループの動きについてみよう。北炭傘下の1炭鉱であった登川炭鉱では、北炭の対労働組合政策にしたがって動員された一部の鉱夫が、企業寄りの労働組合を組織しようとした。

北炭は、戦後の労働組合運動を回顧して、「会社側に於ては、(ただちに)労組結成の気運を察知し、斯る情勢下にあつて常軌を逸した組合の排出を排除すると共に、過激分子の跳梁を抑え、全労働者の着実穩健なる団結を指導促進する為め、積極的に組合の設立を勧奨する措置をとった。」と指摘している⁽¹⁾。

具体的には、1945年10月末に本店の前田一が北海道にわたり、各炭鉱から労務課長を集め労務課長会議を開き、労組設立の指導をおこなったのである。その時の指導方針の要点は、「一、労務者全員を組合員とすること」、「二、各鉱独自の組合」と「鉱業所内連合」を承認することに加え、

三、委員会を構成し「代表委員は部落別、職域別により選出せしむること」、
「選出方法は公選制を採用すること」、四、「組合をしてなさしむる事業に
して事務的処理に困難且つ人手を要するものは会社に於て実務を代行して
やること」などを決めた⁽²⁾。

登川炭鉱の鉱業所は、戦時中に友子の有力者であり、事実採炭技術にすぐれ、かつ企業に忠実な「特選労務者」⁽³⁾を労働組合設立のために動員したのである⁽⁴⁾。

登川炭鉱においては、共産党、社会党と結んだ旧労働組合経験者による労組設立の動きはなかった。北海道の炭鉱でこの勢力は、敗戦後ただちに活動を開始し、少数でありながら次第に大きな影響力を示したが、登川炭鉱への指導、影響はほとんど及ばなかったようである⁽⁵⁾。

登川炭鉱では、食料不足と敗戦の混乱期の中で、朝鮮人、中国人の反乱がおき、そうした動きに刺激されて、新しい時代に対応した労働組合を創ろうと素朴な鉱夫たちが大きな働きをした。

おもにこの二つの動きが合成されて、一つの運動になった。詳しいことは、もはや明らかにできないが、登川炭鉱の労働組合史は、登川炭鉱での労組結成の発端をつぎのように懐古している。

前田一の来道した10月末に先だって、「従来より礦員の代弁者的役割を務めていた産報の委員、多田玄太等が、昭和20年10月2日に従業員の総意により木村又三鉱長に賃上げを要求したところ、明3日平和鉱業所と協議の上回答すると答えたので、4日に多田は本坑の繰込所で此の旨従業員に報告した。ところが従業員はこの回答に不満を抱き、これは『産報委員』と会社との馴れ合いだ。真に働く者の団結が必要な時が来たのだ。入坑を止めて全員交親館に集合せよ。喚声がなだれのごとく押し寄せ、楓坑の志満恒徳、黒田仁左エ門らの呼びかけで全従業員交親館に集合となった。』⁽⁶⁾。

この集会は、従業員大会と名付けられ、「議長に小林菊蔵を選出し議事を進め、(一)、労組の結成、(二)、当日の賃金支払い、(三)、賃金値上げ、(四)、交渉委員のかく首反対、」⁽⁷⁾などの7項目を決議し、労組結成の準備

大会となった。

この労組結成準備の過程には、明らかに二つのグループの動きが確認される。一つは、会社から特命をうけた「特選労務者」のグループである。特選労務者とは、戦時下に鉱業所が、技能的にすぐれ、友子内の有力者であり、鉱夫として人望があり、かつ企業に忠実な鉱夫を職員待遇に引き上げ増産運動を展開するために選出した鉱夫たちであった。

彼らは、会社の意をうけて労働組合を設立しようと動いた。彼らとは、特選労務者で産業報国会の役員であり、かつ友子の有力者でもあった多田玄太であり、このほか片寄勇二、中谷彦四郎、沢出林一、高橋松助、志満恒徳などであった⁽⁸⁾。彼らは多田玄太を先頭に、鉱夫の不満を代弁して会社交渉するというやり方をとった。しかし一般の鉱夫から「会社との馴れ合い」を批判された。

他方のグループは、多田らの交渉に不満を示し、「真に働く者の団結が必要」と感じ、大会で「交渉委員のかく首反対」ととなえ、鉱業所に対抗的な姿勢を示した。この中に明確な共産党勢力がいなかったことは、その後の運動で明らかである。

こうした動きを代表する鉱夫たちは、特選労務者から外されていた人達であり、多田らの動きに反発して鉱夫たちを扇動し集会を開かせた黒田仁左エ門、従業員大会の議長となった小林菊蔵などであった。

多田以下名前を出ている鉱夫たちは、いずれも友子の有力な古い親分衆であった。友子が組織として労働組合にどのように係わるかについて、組織的な議論をおこなったか否かについては明らかではない。おそらく友子の幹部たちは、友子の維持、労働組合の是非などについて少なくとも話しあったであろう。結果的に明らかになったことは、友子の勢力が、労働組合の結成に反対せず、むしろ動機はともあれ自らその設立活動に参加したとすることである。

さてこの集会後の10月8日に主導者たちは、「改めて労働組合結成の必要性を深く認識し、緊急に労組結成を図るため、……交親館に約600人

(全従業員の90%)が集合し、設立準備大会を開催」⁽⁹⁾した。

大会は、「戦後時局の変遷に伴い世相今や一変し加えて生活の安定を根底より覆へざるの危機に直面せり。吾人は此の秋に当り封建的従来の因習を打破し生活擁護のため自主的労働組合を結成せんことを期す」と宣言し、労組設立委員として、第13表に示した各坑から15名を選出した。

この宣言から共産党の影響は読みとれないが、封建的因習の打破という

第13表 労働組合設立準備委員の友子歴

	所属	取立年	役 職	その他
大会呼掛け人				
志満 恒徳	(楓渡)		S19 区長	特選労務者
黒田仁佐エ門	(登白)		S17 大当番, S25 箱元	
従業員大会議長				
小林 菊蔵	(登渡)	T5 神威	S9 大当番, S11 箱元 S21 元老	
準備委員				
登川本坑				
多田 玄太	(登白)		S15 役員	特選労務者
高橋 松助	(登渡)	T8	S13 箱元, S22 相談役	特選労務者
大場 武雄	(登白)		S18 取立世話人	
中谷彦四郎	(登白)		S18 箱元, S22 役員	特選労務者
川上 寅蔵	(登渡)	S8	S16, 7 大当番	
藤原 重雄	(楓渡)	T14		
楓				
片寄 勇二	(楓白)	S5	S12 大当番	特選労務者
志賀 由雄	(楓白)			
沢出 林一	(登白)		S15 役員	特選労務者
高橋 六郎				
坑外				
久保田悦雄	(登渡)	S4	S19, 21 大当番	
中島谷直吉	(楓渡)		S18 箱元 S27-9 大当番	
矢田 辰男	(楓渡)	S8 新潟	S 役員	
清水胞衣市				
川上 明				

注：労組史『のぼりかわ』と各資料から作成。

特選労務者について加藤幸信氏からの聞き取りによる。

Tは大正, Sは昭和の略。以下同じ。

表現には、労資関係の古さ、あるいは友子の古さへの批判が含まれているかも知れない。ともかく前田一の労働組合対策の前に、自然発生の強い労組結成の動きがあったことがわかる。

労組設立準備委員は、二つのグループをふくんでいたが、ほとんどすべてが友子の有力者メンバーであった。ちなみに15名の準備委員は3名の未確認をのぞいて全員友子の会員であり、しかも古株の有力者たちであったことが確認された。組合結成準備のこの手際のよさは、組織活動になじんでいた友子ならではの感がある。

これらの準備委員のうち、その後の労働組合運動に積極的にかかわっていく人達は、特選労務者の片寄勇二、矢田辰雄、中島谷直吉、中谷彦四朗、などであった。彼らは、すでに戦前から戦時下に友子の有力な役員経験者であった。

明らかに友子を中心とした勢力は、会社の意向をうけて穏健な労働組合を組織しようとする傾向と自然発生的な下からの労働組合を結成しようとする勢力に分かれた。

その後11月14日に労組設立準備委員会が開催された。組合設立準備の過程で、彼らは、先発の労働組合見学をし、北炭連合委員長の共産党系指導者村上由の指導をうけつつ11月25日に労組結成を果たした⁽¹⁰⁾。

その際に決められた役員は、第14表のとおりであるが、三役のほか執行委員のうち2名を除いてすべてが友子の会員であり、また友子の有力者であったことが友子資料で確認された。未確認例についても、友子でなかったことが確認されたわけではない。

なおここで確認したいことは、初代役員たちは、明らかに二つの流れをふくんでいたが、それが必ずしも左右の対立となって設立早々の労働組合運動を分裂させたり、両派が争って消耗するようなことがなかったことである。それは、当初会社の意向をうけて労組結成に動いたグループも自然発生的に労組結成に動いたグループもいつしか融合して戦後の労働組合運動を展開していったのである。

第14表 初代労組3役と執行委員の友子歴

	取 立 年		友 子 役 職
執行委員長			
片寄 勇二	楓自	S5	S12 大当番
副			
土田 末治	登渡	T10	S16 大当番
副			
中島谷直吉	楓渡		S18 箱元
書記長			
川上 明	?		
会計監査			
高橋 松助	登渡	T5	S13 箱元
執行委員			
土田 春松	登渡	T7 他山	
沢口仙之丞	楓自	S3	
志賀 由雄	楓自		
阿部 功	楓渡	S10	
藤原 重雄	楓渡	T14	
久保 末吉	登	T11	S15 大当番
氏家 惣八	登渡	T15	S13 班長
柳田 喜二	登渡	S18	
江畑 金次	登渡	S13	
久保田悦雄	登渡	S4	S19 大当番
矢田 辰男	楓渡	S8	
清水脩衣市			
岡田喜代治			
高橋 六郎			

注：労組史『のぼりかわ』の役員名簿と各種資料から作成。

わたくしの推論によれば、会社の意図をうけて労働組合を組織したグループの人々も、片寄勇二に典型的にみられるように、労働組合の結成準備、その後の運動をつうじて穏健だが確実に労働組合に目覚め、労働組合の有力な指導者となっていくたのである。それとは対照的に多田玄太を典型に、小林菊蔵、藤原重雄などは、労働組合の準備過程でむしろ労働組合の指導者層として浮かび上がってこなかった。

ともあれ、わたくしがここで注目したいことは、友子の指導者たちが、

労働組合の設立に反対せずに、むしろ賛成して設立に参加したことである。そして友子の組織活動の経験をもった彼らが、自主的な労働組合の結成に指導性を発揮し鉦夫一般の支持を取り付けていったことである。そしてまた、彼らが、「封建的従来」の因習を否定しながら友子そのものに反対せず、友子の存続を認めかつ実際に友子を維持していったことである。これは後に検討するように重大な問題点である。

第15表は戦後の労働組合の歴代3役の友子歴を示したものである。労働組合の役員は、ほとんどが友子の有力者であったことが明らかである。また次期の友子と労働組合の関係について予め指摘すれば、1950年代以降の労働組合指導者は、ことごとく友子の有力者でもあったと言うことである。

なお最後に友子と会社との関係について指摘しておけば、戦後の友子は、労働組合との密接な関係をもつことによって、戦時友子のように会社に従属的な傾向を払拭していったのではないか。もちろん会社が友子を温存し、蔭ながら支援していたことはまちがいない。

たとえば労働組合の設立式には、他の労組代表のほか「登川鉦長木村又蔵氏、巡查部長荒井氏、市会議員安達徳太郎氏、……登川本坑主任大谷氏、坑外主任高橋氏、保安主任山田氏」⁽¹¹⁾など経営陣が出席していた。これは、友子主導によって結成された労働組合の労資協調の雰囲気を象徴的に示すものであった。また友子の取立式にも、会社代表が立会人として出席していた。1950年の登川渡利取立免状には、客人立会人として登川労組の代表川上明と並んで「登川鉦々長後藤昇吉」の名が記されている⁽¹²⁾。

かくして戦後の登川炭鉦における友子は、労働組合と対立することなく、また労働組合と共存して存続することになった。そして労働組合は、友子の有力者を幹部に迎え入れ、友子を廃止することなく、むしろ友子を労働組合を補完する友誼団体、鉦夫の伝統的組織として、友子のもつ団結力、組織性を利用したのではなかろうか。

登川炭鉦の労働組合は、いくぶんとも反企業的な要素をもちつつも、親

第 15 表 初期労働組合役員の子友歴

			取立年	役 員	その他
1945.11～47.1					
執行委員長	片寄 勇二 (楓自)		S5	S12 大当番	特労
副	土田 末治 (登渡)		T10	S16 大当番	
同	中島谷直吉 (楓渡)			S18 箱元	
書記長	川上 明 ?				
46.7 から	今野 貞治 (登自)			S3 規約改正委員	
会計監査	高橋 松助 (登渡)		T8	S13 箱元	特労
1947.1～47.10					
執行委員長	片寄 勇二 前出				
副	佐藤 勇亀 (楓渡)		T3	S15 役員	
同	矢田 辰雄 (楓渡)		S8		
書記長	土田 末治 前出			S19	
宣伝渉外部長	久保田悦雄 (登渡)		S4		
福祉厚生 "	小西 正男			S18 当番頭	
経 済 "	庭田 巧 (登自)				
調 査 "	勝長 勝頼 * 非友子				
文 化 "	庄司浅次郎 (楓渡)		S4		
婦 人 "	上坂佐次郎 (登渡)		S10		
青 年 "	坂本 清 (登渡)		S18	12 大当番	
会 計	吉田 喜作 (登渡)				
1947.10～48.7					
執行委員	長片寄勇二 前出				特労
副	土田 末治 前出				
書記長	矢田辰男 前出				
同次長	福士善五郎				
調 査 部 長	勝長 勝頼 前出				
生 産 "	中谷彦四郎 前出				
経 済 "	秋田谷武義				
宣伝渉外 "	加藤 幸信 前出				
組 織 "	大場 武雄 前出				
文 化 "	坂本 清 前出				
福利厚生 "	中島谷直吉 前出				

注：労組史『のぼりかわ』と各種資料から作成。＊は加藤氏の聞き取りによる。

特労とは特選労務者のこと。

企業的な傾向をもちつつ穏健な運動を展開していった。また友子は、そうした穏健な労働組合と共存していったのである。

いずれにしろ、登川炭鉱では、友子が残存していて、労組結成には直接大きな役割を果たしたと言い切ることができる。そして具体的には証明できないが、戦時下に培われてきた労資協調的な保守的な友子の指導者たちは、会社の意向うけて労働組合の穏健な運営をおこない、また労働組合の左翼化、過激化を阻止したのである。

かくして敗戦後周辺の炭鉱では共産党の指導下のもとに急激に労働組合の過激化が進行していく中で、会社側は、改めて登川炭鉱の友子の存在を評価し、その利用価値を認識したのではないだろうか。そうでなければ、もはや労資双方にとって基本的に存在価値を失った友子が、存在し続ける根拠がなかった。

ちなみに登川炭鉱労組は、戦後共産党の指導下に左翼化する炭鉱が多かったなかで、終始穏健な組合としてとどまった。社会党が設立されたのでさえ、安保後と言われている⁽¹³⁾。

注

- (1) 労務部編『北海道炭鉱汽船株式会社労働運動史々稿第一輯』47-8頁。
- (2) 同上、48-9頁
- (3) 北炭『七十年史』、200頁。
- (4) 先に紹介した古老の加藤幸信氏によれば、「会社は、この特選労務者を動員して労働組合をつくらせた」と語った。
- (5) 加藤氏は、「登川炭鉱においては、労組結成時やその後の労組運動でも共産党の勢力はまったく存在しなかった」と語っている。
- (6) 前掲『のぼりかわ』、69頁。
- (7) 同上、69頁。
- (8) 前出古老加藤幸信氏の指摘による。
- (9) 前掲『のぼりかわ』、69頁。
- (10) 同上、70頁。
- (11) 同上、70頁。
- (12) 前掲夕張石炭博物館蔵の取立免状。
- (13) 加藤氏の発言。

(3) 戦後成長期の友子の活動

1950 年になると敗戦後の混乱期もおさまり、日本社会は、ようやく多くの問題を抱えながらも復興を本格化させ、石炭業は急速に復活しつつあった。こうした過程で、登川炭鉱の友子は、会員数では 1950 年をもって頭打ちしたが、賃金上昇、生活の向上、労資関係の安定を背景にその活動を定着させ、かなり制度的に安定していた。

まず会員数の動向をみると、第 16 表のように 4 山の友子会員は、1950 年 3 月と 51 年 8 月に 561 名を数え、戦後会員数のピークを記録した。500 名近い組織勢力は、組織運営にも機能にも一定の安定性を与えた。その後の 10 年間は、500 名前後を上下し、51 年 8 月から 56 年まで斬減し、全体で約 100 名ほど減少し 466 名となった。57 年に取立式を挙行して会員を数十名増やしたが、61 年には 451 名となり、以後急激に会員数を減少させ、友子は衰退期に入ってしまった。

1951 年から 61 年までのこの期の友子の組織と活動は、基本的な枠組み

第 16 表 登川炭鉱の友子会員数の推移 (2)

(単位: 人)

	登 川		楓		合 計
	渡利友子	自友子	渡利友子	自友子	
1951	188	162	100	111	561
52	185	161	96	107	549
53	164	163	89	103	519
54	153	153	88	103	497
55	148	151	84	102	485
56	136	146	84	100	466
57	164	158	97	115	534
58	161	155	91	110	517
59	160	154	94	108	516
60	159	153	94	107	513
61	136	136	84	96	452

注: 各友子資料から作成。

についてはそれ以前ととくに変わっていない。したがってここでの課題は、この期の友子の組織と活動が、全体としてどのような特徴をもっていたかを明らかにすることである。

ここでこの期の友子の組織と活動の特徴を要約的に述べれば以下のとおりである。第1に、この期の友子は、第1期の復興期とくらべて会員数が増え、世上が安定してきたことなどで、友子の組織と活動そのものは、次第に整備され安定し定着してきたのである。第2に、この期の友子は、しかし友子の伝統的な目的、機能についてみれば、取立式や相互扶助などに典型的にみられるように、その内実を著しく失い、いっそう形骸化し、儀礼化してきたことである。第3に、したがって鉦夫のギルド的な同職組合としての友子は、その本質を失い形骸化した親睦団体として機能をいっそう強め、あるいは労働組合を補完する役割を強めていったことである。第4に、この期の友子は、自らを「貴重な労働文化財」⁽¹⁾と自覚しはじめ、意識的に友子の保存に取り組みはじめるということである。

さてつぎにこの期の友子の組織と活動を具体的にみてみよう。楓渡利友子の1958年1月7日の初集会の議事録は、当時の友子の活動を実に見事に伝えている。少々長いがそれを引用しておこう。

「昭和三十三年初集会議事

一月七日、午前十時三十分、佐藤交際所、出席者30名。

- 1 司会挨拶松本大当番。
- 2 議長選出佐藤飯場頭。
- 3 書記任命山口健治氏。
- 4 議事録確認委員矢田辰雄氏相馬幸雄氏。
- 5 一般経過報告宮川大当番。

(1) 6月16日役員引継ぎ。

(2) 連合清算会(連合山を1本化する)次期集会まで決定。

(3) 8月13日当山の墓参を行った。

- (4) 8月13日墓参終了後小委員会（規約一部改正）。
 (5) 8月28日第一回役員会出席老母七名、役員全員。

議題 イ 現在迄の経過報告。
 ロ 規約一部改正の件。
 ハ 当山墓標の件。老朽の為新設したい。
 ニ 墓参の費用は現況に応じて決定する。

- (6) 連合山清算会。12月1日。
 イ 連合山の1本化。
 ロ 連合山規約改正の件。
 ハ 経費一人当たり2円。

- (7) 第2回役員会。12月15日。

報告 1 退山者植田信行君。

議題 1 規約一部改正の件。
 2 連合山立会者の件。
 3 役員改選の件。
 4 表彰者に関する件。
 5 斉藤三郎氏に老母記念品贈呈の件。
 6 初集会期日決定の件。
 7 規約を役員もしくは全員に配布する。
 8 初集会に老母全員の記念撮影をする。

六 会計報告 黒田箱元。昭和32年下期。

前期繰越高と収入合計	23,995円
支出	13,328円
差額残高	10,667円

七 議題。

- 1 規約一部改正の件。

第6条1行目以下15～6項目あるので改正委員を選出して改正してほしい。

改正委員、矢田辰雄氏、木村仙太郎氏、相馬幸雄氏。

2 表彰者に関する件。

表彰者選出は、役員会に一任してもらいたい。

当山表彰者、黒田浅治氏、阿部秀雄氏。

連合表彰者、甲斐祐夫氏。

3 連合山初集会立会者選出の件。

従来通り2名選出、役員3名、表彰者1名、計6名。

イ 立会者に連合山1本化、連合規約一部改正の件の2点の議題の審議権を一任して貰いたい。

ロ 立会者、黒田浅治氏、中村清氏。

4 役員改選の件。

箱元、黒田浅治より阿部功氏に決定。

大当番、宮川義隆氏を留任決定。

区長、石井清市氏（一区）より松浦博氏に決定。

5 墓標新設の件。

まだ2、3年堪えるので後日審議する。

6 見舞金の金額は現在200円であるが、これを300円。

不幸金 700円～1,000円。

1,500円～2,000円。

現在まで不幸金徴収の場合は10円と20円であったが20円に一本化とする。

*見舞金、不幸金の額は連合初集会の時一応報告しておく事。

7 表彰状黒田浅治氏、阿部秀雄氏。

感謝状齊藤三郎老母黒田浅治箱元、

宮川義隆大当番、石井清市区長。以上」⁽²⁾

この議事録メモは、当時の半期にわたる友子の活動実態を実に簡潔にリアルにつたえている。このメモから一般的に言えることは、第1に、大集

会が、第1期の会議とくらべては、実に組織的におこなわれるようになってきていることである。これは単に議事録が丁寧にとられたからではない。これは、友子が組織としてしっかりと充実していたことを証明している。

司会の挨拶にはじまり、議長を選出し、書記を任命し、議事録確認者まで決めている。一般経過報告を大当番がおこない、前期の活動をまとめている。さらに本題に入り、多数の議題が大衆的に議論されている。とくに注目したい点は、役員会から提起された墓標の建て替え案が大集会で保留されたり、連合集会での組織1本化問題などでは出席者に権限の一任化を取り付けていることである。実に丁寧な組織運営をおこなっている。

わたくしは、こうした友子の成長は、戦後の近代的な労働組合運営の影響であると考えている⁽³⁾。それは、戦後友子の一つの特徴にはかならない。友子は、また労働組合の予備軍として鉾田の組織運営のトレーニングの場となったのではないかと予測される。それは左翼政党やその青年組織が労働組合指導者養成の格好の場だったのと同じである。もっともこうした組織運営は、もともとこの組織が100～150名の組織であったという事情が大いにプラスしていたことを指摘しなければならない。この集会では、出席者は30名にしか過ぎなかった。

第2に、同じことであるが、連合集会や役員会も決して形式的にひらかれていただけでなく、それらの会議の前にはちゃんと大集会で一定の方針、対策をたててことに当たり、用意周到な組織運営をおこなっていることである。それはまた、役員集会や連合集会が、形式的にひらかれるのではなく、論議する内容の質を問わないが、実質的な議論をとまっていたことを示唆している。今からみても驚異に値する。

他の友子の資料をみると、確かにこの楓渡利の議事録と同じような傾向が窺える。

さてもう少し具体的な活動についてみることにしよう。まず友子の4山連合の動きからみてみよう。4山連合の集会は、かつては定例集会を2回、そして清算集会を2回ほど開催し、各友子から役員が3～4名出席し、4

山にかかわる統一的な問題を議論した。この連合集会は、楓渡利の資料によれば、1951年、52年ともに年4回開かれているが、53年には3回となっている。初集会以外は連合清算会と名づけられている。また登川自友子の資料では、59年、60年、61年には2回の連合集会しか開かれていない。

ちなみに登川自友子の資料によれば、59年5月の連合清算会で「連合清算会を年1回にしたらどうか」と議論されたが、2回が適当だろうとされ「現状通りとする事」に決まった。連合集会は清算会とも呼ばれるようになった。すでにこの第2期の末には連合会の活動に陰りがみえはじめている。

連合集会が約10年間にわたって議論した重要な論点を拾いあげてみると、以下のとおりである。

4山連合のルーティン・ワークとして、4山連合集会は、毎年取立式の実行の可否について議論した。しかし戦後2年毎におこなわれる慣行だった取立式は、新たに友子に参加しようとする鉾夫が少なく、第17表に示したように、この10年間に1953年、57年、61年の3回しかおこなわれなかった。各友子の取立人員は急減し、登川両友子の場合、61年の取立人員は、53年の2分の1以下となっている。61年の連合集会では、各山10名を取り立てると目標を定めたが、3友子が10名にみたなかった。

このことから友子は、明らかに新会員を増やすことの困難にすでに当面

第17表 登川炭鉾における取立式と取立人員(2)

(単位:人)

	登 川		楓		合 計
	渡利友子	自友子	渡利友子	自友子	
1953. 5	20	23	13	12	68
57. 5	20	14	13	16	63
61. 5	9	10	8	9	36
66. 5	7	7	8	10	32
73. 10	(模擬取立式)				
合 計	49	47	34	37	167

注:『夕張市史』と取立状および友子資料、新聞などから作成。

していたことがわかる。これは、すでに炭鉱の従業員が増加せず、むしろ年々減少し、若い従業員の補充がきわめて少なかった当然のなりゆきであった。1957年夏に北炭は、企業整備合理化計画を提示し、登川炭鉱については登川炭を閉鎖し、楓炭に集約し真谷地炭に統合するものであった。

こうして登川炭鉱の従業員数は、48年の合理化で860名の従業員は、672名に急減しその後も減少し、55年には668名だったが60年には581名に縮小していた。

なお1957年の取立式は、北海道新聞のニュースカメラマンがきて、「無形文化財の意義をよくよく発表」⁽⁴⁾したという問題がおきた。これがカメラマンから提起されたのか、友子側が提起したかさだかではないが、この時期に友子を「無形文化財」ととらえるアイディアがでてきたことに注目したい。このアイディアは、『夕張市史』にみられる、友子は「労働文化財の宝庫」⁽⁵⁾という発想に引き継がれ、友子の意図的な保存の必要の認識へと発展し、1973年のNHKによる友子のドキュメンタリー製作につながっていく⁽⁶⁾。

その他のルーティン・ワークの一つは、連合初集会における各友子の優良会員の表彰であった。各友子から2名程度推薦されたが、1956年の連合集会で150名以上について2名それ以下1名と規定を改めた。表彰された者は、表彰状と金一封が授与され、初集会の宴会に招かれた。金一封は、1952年から200円であった。ちなみに52年当時の200円は、東京のラーメン5～6杯分であり、60年には天ぷらそば2杯分にしかすぎなかった⁽⁷⁾。したがってこの制度は、きわめて名譽的なものであったことがわかる。

また1958年1月の連合集会では、奉願帳・寄付帳の問題がとりあげられ、規約改正なしにこの問題についてはその都度とりあげて協議することを決めている。奉願帳制度は、すでに完全に消滅していると考えられるが、炭鉱内で寄付帳は発行されていたようで、それにはその都度幾らかの寄付をしようということであった。この点はあとで述べる。

1960年6月の連合集会において、死亡者に4連合として香典500円を

出すことを決めている。

また 1959 年 12 月の連合集会では、会員相互の親睦を深めるために 4 連合主催の野球（ソフトボール）大会の開催が提起され、翌年の各友子の大会で承認され、以後毎年 4 友子間のトーナメントの野球大会が開かれる慣行となった。これなどは、全く友子とは関係のない行事であったが、友子の活性化のために取り上げられたのであろう。

ルーティン・ワークとは離れた独自の問題も多く論議された。それは、4 山友子の統一問題であった。楓自友子資料によれば、1951 年 1 月 14 日の連合集会で、登川自友子が提起したようであるが、交際金の一律化についての問題が議論されたが、決定されずに保留された。それは、病傷見舞金、不幸金の一律化の提案でもあったが、楓自友子は、それらに反対したと記している。

この問題は、その後 4 山友子の統一問題として各友子と連合山集会で提起されたが、1950 年代末まで毎年議論を繰り返し、結局時期尚早ということで、各山の友子の同意をえられなかった。登川自友子の 52 年 1 月の大集会の議事録によれば、「当山の声」として「連合山廃止」を提起し、連合山の集会で議論されたとある。

58 年 12 月の連合清算会では、4 組織を 2 組織に統一するという折衷案も出されたが、決定されなかった。明らかにこの組織統一問題は、各山の組織が会費やその他の活動条件がばらばらで、時には互いに張り合って、それらを決めることを回避するための提案であり、また組織の統一により組織力を強化し、組織の弱体化を防ぐための提案であったが、各友子の存続を主張する伝統を重んじる老母などの保守的な長老層の反対で、実現しなかった⁽⁸⁾。

そのほか連合集会の後に清算会が開かれ、連合集会の際の費用の決算をしたり、各友子の会計報告がおこなわれたり、さまざまな情報交換がおこなわれるのが慣行だった。しかしその内実は、決算会と称する各山の役員たちの懇親会であり、小さな宴会でもあった。したがって 1959 年 1 月 25

日の連合集会では、1年に2回の連合集会が必要なのか、と言った疑問も出されたり、4連合のあり方が問題になっている。しかし慣行維持する方向で収拾された。

連合集会は、一定の分担金を支出して運営された。ちなみに1958年の連合集会の費用を掲げておく。

59年の4山連合初集会は、1月25日の午前10時からひらかれ、21名の各友子役員と7名の表彰対象者、計28名が出席しておこなわれた。その経費は7,545円であった。約5,000円が宴会費であり、3,500円が酒代だった。1人あたり約180円であった。酒は1人平均2合5酌だった(第18表)。

各友子の分担金は1名15円であった。この負担は、当時の鮎夫日賃金

第18表 連合初集会の費用(1959年)

収 入		
登川自	155名×15円=	2,325円
渡	160名×15円=	2,400
楓 自	109名×15円=	1,635
渡	95名×15円=	1,425
合 計		519名= 7,785
支 出		
1 表彰費	7名	1,400円
2 座 料		300
3 書 料		200
4 酒 16lt		3,540
5 かまぼこ		180
6 菓 子		270
7 トーフ		135
8 醬 油		136
9 肉		780
10 ね ぎ		205
11 缶 詰		350
12 雑 費		44
合 計		7,545
残 金		240

注：登川自友子の議事録(NJ-2)による。

500 円と比較してたいした額ではない。ちなみに 46 年の連合初集会の費用が 3,956 円であった。物価と賃金の上昇を考慮すれば、むしろ全体として費用は少なくなっている。

役員会は、全体的な傾向としては、基本的には大集会の前後にひらかれた。たとえば、楓渡利友子の記録によれば、1951、52 年、57 年の 3 年間ともに 1 年に計 5 回の役員会を開催している。もっとも、58 年には 2 回の役員会しか確認できなかった。また登川自友子の記録によれば、記録の不備も考えられるが 58 年には役員会は 2 回、59 年には 3 回、60 年には 1 回しか記録されていない。すでに 50 年代末には友子の組織運営がここでも弱まりはじめていることがわかる。

つぎに大集会についてみてみよう。すでに引用した初集会の議事録から得る印象は、第 1 に大集会が実に組織的にしっかり運営されていること、第 2 に記録が実に丁寧におこなわれていることである。

記録が丁寧に取り上げられている問題については、記録者の資質によるところが大きい。全体の議事録をみたかぎりでは、第 2 期の議事録は、友子の活動そのものの定着、安定、整備を十分に証明しているように思われる。とくにかつて存在しなかった労働組合の近代的な活動スタイルの導入、模倣が読み取れる。

さてここでも大集会への出席率をみることによって、この期の友子の組織力、活動の広がりを検証してみたい。

第 19 表に示したように、大集会への出席率は、この期の友子の組織活動の定着傾向を象徴している。データの与えられている楓渡利友子の大集会への出席率をみると、第 1 期から比べるとかなり高まっていることがわかる。

1948 年には登川自友子の集会出席率は 17.1% であり、49 年には楓渡利友子の場合 26.6% であった。これにたいし 50 年代に入り、炭鉱の復活とともに、大会出席率は、30% 以上がおおくなり、47 年には 40% を超えた。その間の単純平均出席率は、33.1% であった。登川渡利友子の出席率は、

データが多くはないが、50年代後半には平均39.1%でかなり高く、57年には51%の出席率を示した。

こうした出席率は、敗戦直後の大集会の出席率とくらべ、著しく高くなっており、友子が大衆的な広がりをもっていたことを如実に示すものであった。それにしてもこの期の友子は、それぞれの機関はそれなりに活発に活動していたことがわかる。

もっとも注意深くみると、楓渡利友子の大集会出席率は、とくに初大集会の場合は急激に減少し、59年には18.6%にまで低下した。登川渡利友子の大集会も50年代末に急激に出席率が落ちてきている。さきの連合集会が4回から2回に減り、役員会の回数も減少ぎみであった。1950年代末になるにしたがって組織の弛緩傾向が現れてきていると言えよう。

こうした友子の組織的な停滞傾向は、50年代末から起こってくる石炭

第19表 大集会への出席率(2)

	登川渡利		楓渡利		楓自	
	出席者	%	出席者	%	出席者	%
1952.1			32名	33.3		
7			30名	31.2		
53.1			19名	21.3		
8			50名	56.1	45名	43.7
54.1					30名	29.1
6			25名	28.0	30名	29.1
55.1			31名	36.0		
56.1			27名	32.1	20名	16.6
7			28名	33.3		
57.1	80名	51.3	34名	40.7	37名	32.2
58.1	60名	36.6	30名	30.9	28名	23.3
6			37名	38.1		
59.1	60名	37.5	17名	18.6		
6			29名	31.8		
60.1	50名	31.2				
平均		39.1		33.1		29.0

注：各種友子資料から作成

産業への不安、三池争議にみられる労資関係の混乱を背景とした友子への関心の低下をあらわし始めているように思われる。

なおここで当時の登川炭鉱の友子の組織率と友子会員の職業構成についてふれておきたい。夕張市の郷土史家の調査によると、1960年現在の登川炭鉱の従業員は581名であった。第20表のように、友子の会員数は513名（吉岡氏によれば505名）だった。したがって友子の組織率は、この時期には従業員の88.3%（あるいは86.9%）であった。友子の組織率は、従業員が縮小してきているのに皮肉にも次第に増加している。49年

第20表 友子の組織率(2)

(単位:人)

	従業員	友子会員	組織率 %
1949	881	499	56.6
53	860	519	60.3
55	658	485	73.7
60	581	513	88.3

注: 55年は『北海道炭鉱労働十年史』112頁、53年、60年は吉岡論文を参照。

第21表 友子の職業構成

会員職業調べ(登川自坑夫)(昭和35年8月)

職業	人数	%
北炭社内	(107)	74.3%
鉱員	99	
社員	6	
雇員	2	
社外	(37)	25.7%
鉱員	11	
事業主	4	
商業	4	
日雇	3	
無職	15	

注: 『夕張市史』より。

第22表 友子の会費(2)

	登川自友子	楓自友子	楓渡利友子
1951.7	10 円 (大会前 10 円徴収)	30 円	
52.7	(8 月分 10 円追徴)		
53.7			
55			
57	(3 カ月 10 円ずつ追徴)		
58	(同上, 社員外老母半額)		30 円+2 カ月 10 円
61.1	20 円 (10 円値上げ)	30 円	

注：各友子資料から作成。

には 56.6% でしかなかったが、今や 88.3% になっている。そのかぎりでは友子は、登川炭鉱の中で多数派であった。

また郷土史家の調査によれば、登川自友子の会員の職業構成は、第 21 表のとおり、北炭の登川炭の従業員ではなかった。すなわち登川自友子の 144 名の内、北炭従業員は 74.3% の 107 名であって、残りの 25.7% は、社外鉱夫 11 名のほか、事業主 4 名、商業 4 名、日雇 3 名、無職 15 名からなっていた。

このことは、登川炭の友子が、従業員を中心にしていたが、必ずしも従業員組織ではなかったことを証明する。無職の集団は現職からリタイアした友子であるが、おそらく他の人達も元登川炭の従業員であった。こうした事情は、友子が、登川炭の労働組合の中でも大きなウエイトをもっていたことを示す。

つぎに会費についてみることにしよう。第 22 表に示したように、この期にも会費は各友子が統一していなかった。詳細は不明だが、登川自友子の場合は、58 年 10 月に 10 円と定められたが、その後たびたびその額に追加的な会費が徴収されている。1961 年には 20 円に改訂された。楓自友子の場合は、50 年 1 月に 40 円と定め、51 年からは 30 円とし 61 年までその額を維持した。楓渡利友子の会費も 30 円の水準だったように思われる。

なお登川炭の友子の会費は、厳密には定額ではなく、支出に応じて追

加徴収することになっていた。どの程度追加徴収していたか詳細は明らかではないが、例えば第22表にあるように、57年の登川渡利友子の半期会計から推計しても1人当月25円20銭程度にすぎなかった。もっとも会員の中には老母役が会費の免除または半額免除などの規定があったから1人当りの負担は右の額より若干増えるかもしれない。ちなみに1人平均25円20銭の負担は、定額会費10円の2.5倍であった。

しかし楓地区についてみると、すでに1950年に定額30円であり、登川渡利友子の10円の定額に15円近くの追加徴収とほぼ同一水準であったことがわかる。

さてここでも会費の相対的な大きさについて、日賃金と組合費などと比較してみよう。すでに友子の会費は、かつての会費や労働組合費と比べてきわめて小額であったが、この期についても同じ傾向が指摘できる。

すなわち55年の時点でみると、楓両友子の会費30円の重みは、東京のかけそば1杯程度にしかすぎなかった⁽⁹⁾。他方当時の坑内鉦夫の月賃金は2万3325円であり⁽¹⁰⁾、労働組合費は、この頃月給の3%であったから⁽¹¹⁾、約700円だった。友子の会費は労働組合費の23分の1でしかない。友子の会費の小ささがきわだっており、敗戦期の会費と比べても一層小額になっている。

したがってここでも、戦後の友子は、資金的、財政的にみると実質的な意義がきわめて小さかったと言わざるをえない。この点は、相互扶助の支給額の小ささによっても証明される。

つぎに相互扶助についてみよう。傷病見舞金は、1カ月単位に給付されるのが基本であるが友子によって何回支給するかは若干異なっている。第23表に示したように楓自友子の場合は、1950年には5円を各自から徴収して給付していたが、51年から200円、53年からは300円となった。楓渡利友子もこれに近い。

登川の両友子の場合は、初回が100円で6回まで支給するが、追願が認められている。もっとも全体としては、それほど大きな格差はない。ちな

みに楓渡友子の議事録には、他の友子の扶助料金が参考まで記載されていた。

さてここでも額の大きさが問題であるが、50年当時の200円の価値は、坑内夫日賃の3分の1にしかすぎない。58年当時の300円でさえ、東京の天ぶらそば3杯分にしかすぎない。これらの見舞金は、すでに敗戦直後と全く同じように儀礼的な意味しかもたない。

こうした見舞金は、その受給者の数がどの程度だったのであろうか。登川渡利友子の場合、後にみる1957年下期の会計報告によれば、延べ21名への見舞金4,200円が計上されている。見舞金は200円だったことがわかる。この額は、21名が見舞金を受けたことを示すのではなく、規約では傷病者が6カ月まで毎月200円の見舞金を受けられることになっていたから、何人かが継続してもらっていたことを示している。

友子の会計では半期4,200円は、それなりの額であったが、1カ月200円の額の大きさは、すでに指摘したようにたいした額ではなかった。

見舞金のウェイトの著しい低さは、健康保険や労災補償制度が確立していた当時、けだし当然であった。もはや友子の傷病見舞金は、実質的な意味を全く失っていたのである。

香典、不幸金についても同じことであった。1950年までは会員の死亡

第23表 傷病見舞金(2)

	登川自	登川渡	楓自	楓渡
1950		初回100円 (6回まで)	5円徴収	200円
51			200円	
52			200円	
53			300円	
55			300円	
56				200円
58	100×6回 (本10円徴収)	200円×10回 (追願10円)	300円	300円

注：資料から作成。

者が出ると、不幸金と香典の二つが支給されることになっていたが、51年から2本立はなくなっただけ。第24表のように楓自友子と登川渡利友子の両資料では、不幸金または香典として、本人には1,000円、家族の場合500円支給と改正されたようである。もっとも元老格の死亡には1,500円支払われる例が、57年と60年の登川渡利友子にみられた。また連合山から500円の香典を別途に出すことが61年1月に決められた。

登川自友子の場合、本人については、1人当たり10円を徴収する方式であったようである。当時150人の会員がいたので1,500円くらい集めたのであろう。それは、楓自友子の54年以降の水準である。

この1,000円の価値は、51年当時としては2級酒2本分くらいであり、米1斗くらいの価値をもっていた⁽¹²⁾。日賃金とくらべると2日分の賃金の重みがあった。しかし54年には1,500円増額されたので、やや水準があがったかも知れない。

なお仲間が死亡すると友子が組織的に葬儀をおこなう慣行になっており、

第24表 香典および不幸金(2)

	登川自友子		登川渡利友子	楓自友子	
	香典	不幸金	不幸金	香典	不幸金
1950	本100円 家50円	本20円徴収 家5円徴収		本100円 家50円	本20円 家5円
51	本200円 家400円				本1,000円 家500円
52			本1,000円 家500円		本1,000円 家500円
53	家300円 (本10円徴収)				
54	家300円				本1,500円 家700円
			本1,000円 家500円		(本20円家10円徴収)
58	家300円 本10円徴収				本2,000円 家1,000円

注：各種資料から作成。

その際に数名の不幸当番が割り当てられ、葬儀を取り仕切った。その手当が、楓自友子は50年から60年まで50円であった。登川渡利友子は、56年に50円を100円に改正した。もっともその額自体はすでに指摘しているようにきわめて小額であった。

なお傷病見舞金制度と関連して特別救済制度、有志帳についてふれておきたい。規約によれば、6カ月以上の傷病には見舞金が打ち切られることになっていた。しかしかつての奉願帳制度・寄付帳制度のように何人かの願人を立てて箱元に申し出ると役員集会、大集会の議をへて一定額の特別救済がなされることになっていた。

登川渡利友子の資料によれば、57年7月の大集会で、2人の追願を認めている。このほか奉願帳・寄付帳の変型である有志帳について述べておきたい。有志帳は、当該友子内に通じる寄付帳で、すでに戦時中に日立鉱山などで存在が確認される⁽¹³⁾。

戦後の北海道でも、昭和炭鉱の47年、50年、57年発行の有志帳が残されている。57年の寄付総額は1万4,600円であった⁽¹⁴⁾。この額は当時登川渡利友子の半期間の支出1万8,918円に匹敵する大きさであり、当時の坑外夫の月給に近い。友子の仲間が働けなくなって山を追われる先輩に寄付するこの額の大きさは、友子の昔の共済水準を例外的に維持していることを示唆している。しかし残念ながら登川炭鉱の有志帳は1件しか見当たらず、それほど発行の頻度はなかったのではないだろうか。

また葬式にみられるように、友子は、仲間の死を見送るために、数人の当番を選び、またみんなで死者を弔ったのである。こうした伝統は、規約には明記されていないが、また金額では計れない友子残存の大きな存在理由だったのではなかろうか。

つぎに友子の財政を分析し友子の活動の総括に代えたい。

この会計報告から明らかなことは、これまでの分析の結論を象徴的に示しているように、相互扶助関係費のウェイトが低いということである。すなわち上期では、それは、全体の27.5%にしかすぎない。下期でも32.2%

第 25 表 登川渡利友子の会計報告 (2)

	1957 下期	1958 上期
収 入		
期繰越金	14,813円	9,459円
当期交際金	21,111	24,297
臨時徴収	3,830	—
合 計	39,953	33,927
支 出		
清算会費	1,500	1,500
役員礼金	2,500	1,500
初集会費	9,080	6,120
役員引継費	3,093	2,885
連合山集会費	1,904	638
山中役員会費	2,099	
世話人下結役員会	1,155	
連合山取立祝儀	800	
傷病見舞	6,200	4,200(21名)
不幸金香典	1,500	500
不幸当番手当	300	200
退山餞別	200	200
雑 費		
合 計	30,306	18,918

注：NW-2より。

会費の推計。半期交際金 21,111 円÷6 カ月÷165 名(7 月)=21.3 円

臨時徴収費 3,830÷6 カ月÷165 名=3.9 円

である。その限りで、友子が共済組合であり、また共済活動を主な活動とする組織であるとする見解は、明らかに誤っていると指摘しておかなければならない。共済の内容は全く形式化され、形骸化されていたから、共済活動を主としていたと言い切れないからである。まさに形骸化された相互扶助は、親睦団体となった友子の活動の儀礼的な象徴であった。

逆に財政的にみると、支出はもっぱら組織運営のための費用が圧倒的に多いことがわかる。しかもほとんどが集会費であり、それは集会の日の宴会費なのである。

これらはみな飲み食いの経費である。友子は、伝統的に友子鉦夫間の親

睦をはかるために、また古き時代には鉦夫のレジャーの一形式として宴会をおこなってきた。ここでの集会そのものが、友子鉦夫の親睦をはかり、友子の存続をはかるための有力な方法だったのではないかと考えられる。

つぎにわれわれは、友子のインフォーマルな活動について述べておきたい。友子は、親分子分の関係からなっていた。この関係は、本来は徒弟制度そのものであったが、大正末期から友子の熟練養成の機能が薄れると親分子分の関係は、親睦団体としての友子の独特の関係として維持されてきた。

戦後の友子もこの関係を維持してきた。取立式において友子加入者は、特定の親分を指定され、生涯その子分は、その親分と実の親以上の親密な関係をもつと言われてきた。

1960年頃、夕張市在住の吉岡正一氏は、友子の「親分子分関係の交際度合」を調査した。彼は、505名の友子会員のうち250名に調査表をくばり、200名分回収し面接をおこない調査をすすめた。その結果は、まず第1に、40.7%の人達が「家庭の重要な問題にも相談し、協力しあっています。」⁽¹⁵⁾との答である。その他は関係が希薄な人達であった。

吉岡氏は、調査をふまえ、「親分が子分の家に行って、近隣社会の人事往来、組合と会社の労使関係等について見解を延べ、家庭問題の相談もうけ、時には両親に代わって子分の非行について意見をすることもある。……会員だけでなく家族同志の交際が行われるほど親密なる場合もある。子分は親分の家に行くことが多く、日常の交際は無論、公使にわたる重要な問題についても相談している。……何れの関係においても隣近所、親戚なみの親密な交際をしている人たちが多く、身分関係による交際を日常生活の中に定着させ、親分子分関係による共同を維持している。」⁽¹⁶⁾と指摘している。

友子は、単なる共済的な組織ではないことが、ここでも強調される。ここで指摘されていることは、かつて鉦夫のギルド的な同職組合がもっていた職人の親分子分の関係の形骸がまだ残っていると言うことであろう。

最後に友子と労働組合あるいは経営者との関係についてふれておきたい。まず労働組合との関係については、詳しいことはわからないが、きわめて密接な関係にあったことがわかる。

客観的な指標としてわれわれは、労働組合の役員が、友子の役員として活動した事実をまずおさえておきたい。第26表は、第2期の労働組合の主な役員の氏名を示したものである。主要な役割を果たした中心的な人物は、加藤幸信、丹野克美、佐藤洋男、原豊、高村市郎、北川隆雄、桑原嘉夫などであった。彼らの友子歴を示したものが第27表である。

第27表に示したように、第2期の労組役員は、役職についていない前後の時期には友子の役員を務め、あるいは第3期に労組幹部と友子の役員を交互にやっているか並行してやっているかを示している。

たとえば加藤幸信は、友子の幹部としてまた労働組合の最高幹部として登

第26表 第2期の主要な労組役員氏名

	50.10～52.4	52.4～53.4	53.4～53.10	53.10～54.4	54.4～55.4
委員長	松吉 常胤	同	佐藤 洋男	原 豊	原 豊
副委員長	福井太郎次	佐藤 洋男	原 豊	北川 隆雄	
書記長	佐藤 洋男	桑原 嘉夫	加藤 幸信	桑原 嘉夫	北川 隆雄
生産部長		原 豊	佐藤 進	高村 市郎	高村 市郎
厚生部長	加藤 幸信	矢田 辰夫	矢田 辰夫		
調査部長	丹野 克己				
教宣部長		丹野 克己	丹野 克己	丹野 克己	
総務部長					丹野 克己
	55.4～56.6	56.6～57.6	57.6～58.7	58.7～59.5	59.5～60.5
委員長	原 豊	矢田 辰夫	原 豊	原 豊	北川 隆雄
副委員長					高村 市郎
書記長	北川 隆雄	北川 辰夫	桑原 嘉夫	高村 市郎	丹野 克己
生産部長	高村 市郎	高村 市郎			藤原 福蔵
厚生部長					
調査部長					
教宣部長	丹野 克己				
総務部長		相馬 政義	相馬 政義	相馬 政義	相馬 政義

注：労組史『のぼりかわ』と各資料より作成。

第27表 労働組合最高幹部の友子歴

労働組合歴		友子歴・役員	
加藤 幸信 楓 S22 取立			
厚生部長	50.10~52.4	54.6~12	区長
書記長	53.4~10	58.1~59.7	大当番
同	60.5~61.5		
同	61.5~63.7		
委員長	67.6~77.7	66.7~77.12	箱元
丹野 克己 登渡 S18 取立			
書記長	50.8~10		
生産部長	50.10~52.4		
教宣部長	52.4~54.9		
総務部長	54.9~56.6		
書記長	59.5~60.5		
生産部長	61.5~62.6	63.1~12	大当番
書記長	63.7~68.6	70.1~12	箱元
		73.1~	新老母
原 豊 (登渡) S18			
生産部長	52.4~53.4		
副委員長	53.4~10		
委員長	53.10~56.6	57	取立世話役
同	57.6~59.5	72.1~7.12	飯場頭
北川 隆雄 楓渡 S22 取立			
書記長	49.10~50.8	49.1	委員
副委員長	53.10~54.4	51.1~52.6	区長
書記長	54.4~57.6		
委員長	59.5~62.6	73.1~	新老母
高村 一郎 登渡 S15			
生産部長	53.10~57.6		
書記長	58.7~59.5		
副委員長	59.5~60.5	61.1~12	大当番
委員長	62.6~67.6		
佐藤 洋男 登自			
生産部長	50.10~52.4	50.1~12	大当番
副委員長	52.4~53.4	57.3	取立式掘分役
執行委員長	53.4~10		
会計監査	55.4~56.6		
保安部長	63.7~67.10	64.1~66.12	箱元

注：労組史「のぼりかわ」と各種資料より作成。

川炭鉱でもっとも活躍した人物である。加藤は、戦時に応召し、戦後復員して1947年に敗戦直後の労働組合設立に重要な役割を果たした片寄勇二の子分として取り立てられた。片寄が労働組合の委員長をやっていたこともあって、加藤は、友子に取り立てられ47年10月に早くも労働組合の宣伝渉外部長という中級幹部となり、片寄が委員長を辞職する48年9月まで彼と行動を共にした。ちなみに片寄は、組合内で不祥事をおこし辞職したのであった。これは使い込みといった問題ではなく、当時の炭労の中央交渉の責任を問われる問題であった⁽¹⁷⁾。

加藤は49年10月に片寄が執行委員長に復帰すると再び厚生部長となり、その後片寄が委員長を退いた50年以降も厚生部長としてとどまり、53年4月から10月まで書記長を務めた。その後は、しばらく友子の役員をやった。すなわち1954年6月から12月まで区長役を務め、はじめて友子の役員となった。

その後加藤は、しばらく労組役員からしりぞく、58年1月から59年9月まで友子の3役大当番を務めた。つまり安保闘争の前夜に加藤は労働組合の幹部を離れて友子の幹部として活躍していたのである。かように登川炭鉱の友子は、戦後に取り立てられた若い、しかも若くして労働組合の幹部になった鉱夫によって運営されたのである。第3期にかかわる問題であるが、加藤は、その後再び労働組合にもどり、61年5月から63年まで書記長を歴任し、66年7月から77年12月までは何と労働組合の委員長と楓自友子の箱元を並任していたのである。

加藤のケースは例外ではなく、むしろ基本的なケースである。佐藤洋男は、取立年次は不明だが、1950年1月に登川自友子の大当番を半年務めたあと、10月から52年4月まで労働組合の生産部長を務め、さらに53年4月まで副委員長、53年4月から10月まで委員長を務めた。その後労働組合の保安部長を63年7月から67年10月まで務めた。その間64年から66年まで登川自友子の箱元を務めていた。

加藤や佐藤のこうした経歴自体が、友子と労働組合の共存と協力関係を

象徴し、友子が労働組合の支配下にあったことを物語っている。

丹野克美は、戦時下の43年登川渡利友子に取り立てられた。戦後50年半ばから労働組合運動に専念した。すなわち1950年8月～10月に書記長、その後生産部長、教宣部長、総務部長を56年6月まで歴任し、59年5月から60年5月まで書記長をやった。その後63年7月から68年6月まで書記長を務めた。

彼は、50年代に労働組合の役員をやった後、63年1月から12月まで大当番を歴任し、70年1月～12月に箱元を務めた。丹野は、60年代に労働の役員として活躍したが、その後は友子の老母として友子にかかわった。

原豊は、丹野同様に1943年に登川渡利友子に取り立てられた。52年に生産部長、53年には副委員長、53年10月から56年、57年から59年5月まで長い間労働組合の幹部として活躍した。原のそれ以前の友子歴はわかっていないが、72年1月から飯場役という長老役を務め、73年には老母になった。原は78年1月に飯場役として友子解散の通知書を書いている。

北川隆雄は、楓の渡利友子として1947年3月に取り立てられた。47年10月には早くも労働組合の宣伝渉外部長となり、1年後の48年9月から49年3月まで書記長となり、49年3月から4月まで副委員長となった。その後49年10月から50年8月まで再び書記長を務めた。しばらく幹部を離れ53年10月から54年4月まで副委員長、54年4月から57年4月まで書記長、59年5月から62年6月まで執行委員長を務めた。

彼の友子歴は明確ではないが、49年には規約改正委員にえらばれたり、51年1月から52年6月まで第1区の区長を務めている。それは彼が49年10月から51年8月まで書記長を務めていた時期とかさなる。しかし彼にはそれ以外の友子歴が見つからなかった。

高村市郎は、1940年に登川渡利友子に取り立てられた。同じ登川渡利の丹野や原より友子では先輩であったが、労働組合の幹部としては、ややスタートが遅く、53年10月に初めて生産部長となり、57年まで務め、58

年7月から59年5月までに書記長、59年5月から60年5月まで副委員長、62年6月から67年まで委員長を務めた。

彼の友子歴は多くはないが、委員長を務める前の61年1月から1年間大当番を務めている。労組大幹部が友子の大当番を務めているのが印象的である。その後70年に老母になった。

以上のように、労働組合の幹部は、ほぼ必ず友子の幹部を務めていることがわかる。また友子の幹部は、すべて労組の幹部ではなかったが、労働組合を排除したり、敵対したりしていなかったことは明らかである。

最後に経営者と友子の関係にふれておきたい。詳しくはわかつていないが、両者是对立的な関係にはなかったことははっきりしている。たとえば、すでに前節でみたように、取立式には、会社の代表を立会人として招待した。1961年の取立式には、この時の取立免状によれば、「楓坑副長松田三郎」と「労務係長中村俱淑」が客人立会人となって出席した。また1966年の取立式には、客人立会「平和鉱業所長加藤博俊殿」の名が「登川労働組合長高村一郎」と並んで明記されている。企業側から取立式に立会人を立てる例は、すでに明治時代の友子にみられたが⁽¹⁸⁾、それは友子が企業にたいして対抗的でないことの証であった。

登川炭鉱の戦後友子は、確かに戦時・戦前友子と同じように親企業的であり、労資協調であったことには違いない。1960年に登川炭鉱の友子の調査をした吉岡氏は、「会社では、従来から登川、楓の従業員の気風は他の山よりも良いと認め、その上坑内の事故も他の山に比して少ない現状にある。公私病、死亡者等の処理で会社がやらなければならない事も友子集団で済ましていた程で、最近会社に申し入れて改めてもらった事例がある。友子集団は、労働組合のように会社に交渉して要求を通すと言う事は殆どないことから会社に利することはあっても支障になることはない。」「従って友子交際に会社が干渉した最近の事例はない」⁽¹⁹⁾と指摘している。この指摘は、友子を実生活の中で観察してきた地元の郷土史家の発言として大きなリアリティをもっている。

戦後の友子の歴史をみれば、友子は、すでに労働組合を前提に存在しており、戦前のように労働組合が存在してない状況下に、しばしば労資の意思疎通機関としての機能を果たし、時として鉱夫サイドの意見を強調して企業と対立するようなことは全くなかった。

しかし戦後の登川炭鉱の友子は、戦時下の友子のように企業に従属することなく、相対的に自立していたのではないかと指摘しなければならない。

かつて明治時代に飯場制度が相対的に自立し、飯場制度に癒着して友子も相対的に自立したように、戦後の登川炭鉱の友子は、労働組合と共存し、むしろ労働組合の庇護のもとで存在してきた。したがって戦後の登川炭鉱の友子は、決して経営に取りこまれたり従属したりせず、反経営ではなかったとしても、経営の言いなりになっていたわけではなく、相対的に企業に対して自立的だったのではないと思われる。

この点は、昭和期の戦前戦時下の友子と戦後の友子の決定的な違いである。だからこそ親睦団体としての友子が戦後ある程度活発に活動しえたのである。そうした友子の自立性は、労働組合ともうまく共存し、その存在を長く主張しえたのであろう。

注

- (1) 『夕張市史』, 505 頁。
- (2) NW-1 による。
- (3) 吉岡正一「夕張市の登川、楓地域の友子交際―戦後北海道に残存した友子の実態」は「役員の交代化によって新しい世代の人々が次々運営の任に当たっているので、古い形の労働者集団の中に労働組合的な様式や態度が加味される。」と同様の指摘をしている。『金属鉱山研究』第 68 号 4 頁。
- (4) 登川渡利「議事録」NW-2 を参照。
- (5) 『夕張市史』, 505 頁。
- (6) 次節を参照。
- (7) 前掲『物価の世相 100 年史』, 292-3 頁。
- (8) 加藤氏によれば、「友子の中で長老であった老母たちが、あいつの下に入るのはいやだとか、伝統を重んじ格式にこだわって、そうした改革に反対したため賛成をえられなかった」と語っている。

しかし『夕張市史』は、「ここで強調されていることは、同一地域における同質集団の併存と競合である。炭住続きの町、登川と楓地区に四つの友子集団が存在していたことが、友子存続の好条件であった」(501頁)と指摘している。確かに閉ざされた集落で各友子の競合は、親睦団体となった今、それほど大きな物質的な利害関係はなく、組織存続の大きな刺激剤だったのかも知れない。

- (9) 前掲『物価の世相 100 年』, 293 頁。
- (10) 前掲『北海道炭鉱労働十年史』, 435 頁。
- (11) 同上, 129 頁。
- (12) 前掲『物価の世相』, 294 頁, 290 頁。
- (13) 拙稿前掲「昭和期における友子制度の変質と解体(二)」を参照。
- (14) 前掲夕張石炭博物館蔵。
- (15) 前掲吉岡論文, 6 頁
- (16) 同上, 7 頁。
- (17) 加藤氏談。
- (18) 拙著『日本の伝統的労資関係』, 310 頁。
- (19) 前掲吉岡論文, 7 頁。

(4) 戦後友子制度の衰退と消滅

1960 年を契機に貿易の自由化が進展し、低廉なオイルが大量に輸入されはじめ、石炭業は危機的な時代に入っていった。北海道の炭鉱でも合理化と閉山があいつぎ、炭鉱夫の数が急減していった。

こうした歴史的な事情を背景にして、三池闘争の敗北を契機に労働組合は、戦後の労資激突型のラフな運動から労資協調的な傾向をつよめ、斜陽産業下の苦悩に満ちた段階に入っていった。炭鉱経営は困難をきわめた。

登川炭鉱の友子もまた、そうした困難な状況の中で、新たな対応をせまられ、主体的にみて友子の組織力、活力は急速に衰退し、長い間友子のメンバーの努力によって維持されてきた友子は、ついに 1978 年 1 月に解散に追い込まれた。

戦後例外的に存続していた他の炭鉱の友子も、昭和炭鉱の友子などは、早くも 1958 年頃にすでに解散した。赤間炭鉱の友子も、1960 年に臨時大

会で解散式をおこない、自ら解散した。エネルギー革命の進展のなかで、60年の秋に北炭3山分離が提案され、赤間炭鉱では、分離を受け入れる派と拒否する派に分かれた。友子もまた二つの派に分かれ、結局赤間炭鉱が新会社として発足した後に、友子自ら解散していった⁽¹⁾。

長くつづいた赤間炭鉱の友子は、こうして炭鉱合理化の過程で消滅したが、その直接の原因は、労働組合の分裂に対応した友子の分裂であった。戦後の友子は、労働組合のイデオロギーのあり方に深くかかわって存在し、また会社の労務政策の一つとしての友子政策に深くかかわっており、そうした動きから全く独立して存在したのではないことがわかる。

赤間炭鉱の友子は、分離問題の際に分離に反対する反会社の方針に組する一派を形成したが、それは、戦後の友子が戦時下の友子と違って会社寄りだっただけでなく、労働組合寄りでもあったことを証明するものであった。それ故に3山分離問題に端を発して労働組合が分裂すると友子も分裂し、もはや組織を存在させる力を失ってしまったのである。

登川炭鉱の友子は、他の友子と異なり、1951年～61年の成長期をへて従業員数の減退を反映し、急速に会員数を低下させ、衰退期に入っていたが、なお存続しつづけた。

登川炭鉱における友子の会員数の推移をみると、第28表のとおり、1960年の513名から翌年には452名に減少し、61年5月に取立をおこなって36名の会員をふやし、62年には471名と若干ふえたが、その後急速に会員数をへらし、1960年代末には敗戦時の300名を切ってしまった。そして解散時には180名台となり、60年の523名の3分の1にまで減少してしまった。

各単位友子も同じように会員数を激減させた。比較的多かった登川の渡利友子は、60年に159名いた会員がすでに60年代末に半減し、同じく楓の自友子も107名から半減し著しい減少を示した。他方登川の自友子と楓の渡利友子は、やや減少のテンポがゆるかった。各友子会員数の減少のテンポの違いは、それぞれの友子の活動、組織維持の努力の相違に原因があっ

第 28 表 登川炭鉱の友子会員数の推移 (3)

(単位：人)

	登 川		楓		合 計
	渡利友子	自友子	渡利友子	自友子	
1960	159	153	94	107	513
61	136	136	84	96	452
62	142	140	86	103	471
63	105	120	70	63	358
64	95	113	64	57	329
65	95	113	64	57	329
66	94	111	62	52	319
67	85	111	62	52	315
68	78	106	62	47	293
69	73	102	62	47	284
70	68	91	58	43	260
71	68	91	55	39	253
72	64	87	54	39	244
73	62	80	49	37	228
74	57	72	46	36	211
75	53	63	44	34	194
76	49	62	43	34	188
77	49	59	43	33	184

注：各資料より作成。

たのであろうが、詳細は今解明し難い。

各友子は、100 名を割った段階でまったくの小組織となり、組織運営上適正規模を大幅に下回った。この期は、全体として組織問題が浮上した。それは、一般的に人員の不足であり、新しく会員を補充することが困難となり、会員の老化現象が強まり、次第に役員のなり手がなくなり、また財政の困難化が進行したことであった。

1961 年以降の友子の組織と活動は、その基本的な枠組については、以前となんら変わることがなかったが、しかし活動の内容そのものは、形骸化がいつそうすすみ、次第にあらゆる点で衰退傾向が顕著になり、一部の役員たちの努力によってほそぼそと維持されていたのである。

まず4山連合の動きから、友子の衰退傾向をみることにしよう。

友子の衰退を端的にあらわしているのは、まず第1に取立が困難となったことである。16年間にわたるこの期には、取立式がわずか61年と66年の2回しかおこなわれなかった。73年の取立式は、NHKの協力による模倣的なものであった。取立がおこなわれなければ、退職者を補充することができず、会員数は減少し、ひいては若手は枯渇し、会員の老化を進行させた。

取立式の実行は、毎年各友子の役員会、初集会で議論され、連合集会で決定された。連合集会の議論をみていると、各友子は、取立式をおこなうことの必要性を毎年確認しているが、実行については承認しなかった。明らかに取立に応じる新規の参加者が集まらなかったからである。

たとえば、1961年1月の楓自友子の大会は、「取立の件は基本的に反対なれど他山全部賛成なればそれに同調する」と決定した。その結果61年の取立は決行された。しかし新規に友子に加入した人数は、規約では各友子20名以上となっているにもかかわらず、登川渡利9名、登川自友子10名、楓渡利8名、楓自友子9名、合計36名にすぎなかった。これは前回の半分ほどである⁽²⁾。

本来は取立実施が決まってから加入者を募集するのがルールだったが、戦後は、あらかじめ各友子組織が、友子に加入してくれる人を判定し、それをもとに各組織が取立の実施如何を決定し、かつ連合集会で最終的に決断を下すのであった。

そして62年以降の取立は、毎年困難として実行が保留されてきたが、66年1月の連合集会では、当初登川自友子が反対にもかかわらず、3友子の賛成で最終的には4友子の賛成で実行を決定し5月に実施した。取立人員は32名であった。つまり5年間取立を中止しても全体で32名しか新会員を集めることができなかったわけである。

その後の取立は、毎年実行が見送られてきた。楓自友子の資料によれば、1972年1月30日の連合初集会で取立式の執行が決定された。初集会では、

各友子での議論が紹介された。

登川自友子は「各山共人員減と四十一年度以降やっていないので取立を大集会にて決定して来た」、楓自友子は「友子を継続していくとすれば、やった方がよい、各山にならう」、楓渡利友子は「楓自友子と同じ」、登川渡利友子は「大集会では本年度の取立はやらないことに決定」と主張した。

結局、「各山の意見が出され論議されまして最終的には」、「友子の取立をやる事に決定」し、予定日を5月第1日曜日とし、2月27日に準備のため世話人集会をおこなうことを決定した。

しかし2月30日の世話人集会では、登川渡利友子が「世話人になる人がいないので、資金は出すが大工はとらない」と発言、登川自友子も「臨時大集会には決定しているが、世話人2名」しかだせない旨発言し、楓の両友子は各4名の世話人を選出してきたと発言したが、「色々」と論議されたが、一山でも（世話人が）出ていないとすれば取立はできない。最終的には連合山初集会に差し戻すに決定した。こうして3月5日に再度連合集会が開かれ、登川渡利友子が「どうしても世話人をやる人が見つからない」ということで、「連合山としては本年度取立は見送り」⁽³⁾と決定した。

以上のように、取立式の実行を決定しながら、72年にはついに登川炭鉾の友子にとって初めて取立式の中途中止のやむなきにいたった。こうしてついに登川炭鉾の友子は、取立式の世話人不足、新会員の応募者の減少によって二度と再び取立式を実施することが出来なかった。

もっとも73年の連合山集会は、取立について再度論議した。登川の両友子が「昨年同様見送る」ことを主張し、楓自友子は「各山意向に従う」と主張した。これに対し楓渡利友子は、「昨年流れたため今年はやろうではないか」と強調した。

しかもNHKと教育委員会が「郷土資料にして残しておきたい」ので経費の負担をするという話が提起された。しかし意見がまとまらなかった。その後NHK、教育委員会の強い要請があり、7月の各友子の大集会は、

10月に「模擬方式」の取立式をおこない、取立式の記録を残すことに決定した⁽⁴⁾。この記録は、NHK北海道局製作になる「友子」として今日まで残っている⁽⁵⁾。もっともこれは正式の取立式ではなかったことは言うまでもない。

登川炭鉱の友子は、もはや取立式をおこなう力をもっていないことを露呈し、組織崩壊の淵にたたされた。77年2月の連合集会は、再び取立式について議論をおこなった。登川渡利友子は、「財政的にも役員のなりてがいない。退山したいと云うなどを考えると取立は出来ない」と主張し、「他山も右と同じで本年度は取立はしないことを決定した」⁽⁶⁾。

他の友子は、現段階では友子の廃止はせず、存続に努力しようという意見であった。しかしその後半年たって登川炭鉱の友子は、力尽きついに解散せざるをえなくなった。

以上のように取立問題から友子組織の衰退と解散までについてみたが、さらに衰退傾向としていくつかの指標を示しておきたい。

まず友子財源の面からみてみよう。

各友子の会費は、最後まで一本化されなかったが、第29表に示したように、ほぼ同一の水準であった。たとえば、楓自友子の会費は、1961年には以前からの30円であったが、63年に40円に値上げした。翌年には友子財政が逼迫し、3カ月にわたって30円ずつを追加徴収し、事実上月

第29表 友子の会費(3)

	登 自	登渡利	楓 自	楓 渡 利
1961				30円
63				40円(老30円)
64				臨時30円徴収×3回
66				50円(老30円)
68		100円		
70				100円(老70円)
77	100円	100円	100円(老70円) 無職0	150円(老100円) 無職0

注：各種資料より作成。老は老母の略。

平均7円50銭の値上をおこなった。66年には50円に値上げされ、かつ老母からも30円を徴収した。老母はもともと会費を免除される長老であったが、会員の老化がすすみ、老母からも会費を徴収しないとやりきれなくなった。70年には100円となり、老母は70円に値上げされた。その後77年には150円となった。他の友子の会費も同様の水準であった。

さてまずこの会費の大きさが問題だった。すでに第2期の分析でみたように友子の会費はきわめて小額であった。衰退期にはさらに友子会費の大きさが小さくなった。ちなみに労働組合の組合費と比べてみよう。65年頃の都市勤労者の平均賃金は月額6万円前後であったから⁽⁷⁾、登川炭鉱の労働組合費は、鉱夫の総収入の3%であったから、約1,800円となる。これにたいし友子の会費は50円だった。

さらに1970年の労働組合会費は、平均給与10万円位の3%として3,000円位であった。ところが友子の会費は100円にすぎず、労働組合費と比べると30分の1でしかない。1955年の労働組合費にたいする友子会費の比率は、23分の1だったから、1961年以降の友子会費は、よりいっそう低くなってしまったことがわかる。

かつて労働組合に匹敵する大きな機能を果たしたこともある友子は、会費の面からいかにも軽くなった感がある。すなわち友子は、今や資金的な面でその力量をまったく発揮できなくなっていることがはっきりしている。その上会員数の減少は、友子の財政をいっそう悪化させたことは想像に難くない。

しかしなぜ友子は、そうした低い会費に甘んじていたのであろうか。明らかに友子は、すでに戦後から資金的になんら機能する組織としてみられなくなっていたのであり、しかも会費の値上げにたいし、会員の反応は決して好意的ではなかったのである。たとえば、1965年6月の役員会は、近年の財政不足で30円会費に加え追加徴収しているので、50円への会費値上げを協議したが、承認されなかった⁽⁸⁾。

すでに指摘したようにもともと1960年以前の共済活動の中身は、完全

第30表 傷病見舞金(3)

	登川自	登川渡利	楓自	楓渡利
1961	300 円		300 円	
62				
65			300 円	
67		200 円		
68		300 円		
73	300 円			
72	500 円			
77	500 円×6 回 追願 6 回	500 円×6 回 追願 6 回	500 円×6 回	1,000 円×3 回

注：各種資料より作成。

に儀礼化し、傷病見舞金、不幸金などの額は、ほんのお涙金に過ぎず、友子の会員自体がそれに大きな期待をかけているわけではなく、したがって会費を値上げして手当の充実をはかるという意識を全くもっていなかったのである。

ちなみに見舞金について確認しておこう。第30表に示したように、70年頃には1回300円となっているが、それでさえコーヒ3、4杯か天どん1杯分にしかすぎなかった⁽⁹⁾。

香典・不幸金についても同じである(第31表)。楓自友子の場合では、不幸金は61年には本人の死亡の場合1,000円であったが、71年頃から2,000円になった。70年当時この1,000円がどの程度の価値だったかは、2級酒1升が600円位だった⁽¹⁰⁾ことを想起すれば想像がつく。

しかもそうした活動は、友子財政の中できわめて小さな比重しか占めなくなっていた。第32表に示したように、病氣見舞金は半年で14名にもたつするが金額は2,800円であり、連合会の分担金にもみない。全体として相互扶助費は、友子会計の26.3%にしかっていない。

しかしそれにもかかわらず、友子は儀礼としての活動を意識的につづけたのである。

1959年以来おこなわれてきた親睦のためのソフトボール大会は、74年

第 31 表 香典および不幸金 (3)

	連合香典	不 幸 金			
		登自友子	登川渡利	楓自友子	楓渡利友子
1961	500 円 (人頭割)	本 1,000 円 家 500 円		本 1,000 円 家 500 円	
68			本 1,200 円 家 700 円		
70					
71	1,000 円	本 1,000 円 家 500 円	本 1,200 円 家 700 円	本 1,000 円 家 500 円	本 2,000 円 家 1,000 円
72	1,000 円				
73	2,000 円	本 2,000 円		本 2,000 円	
76		本 2,000 円 家 1,000 円			
77		本 2,000 円 家 1,000 円	本 1,200 円 家 700 円	本 2,000 円 家 1,000 円	本 2,000 円 家 1,000 円

注：各種資料より作成。

には 3 友子（登川自友子、楓両友子）の出場者の不足によって中止された。これは、きわめて象徴的な出来事であった。翌年も雨で中止し、ついに恒例のソフトボール大会はその後ひらかれなかった。

活動の形骸化については、すでに大集会への会員の出席率で示してきたが、もともと低下していた出席率は、1960 年代後半から急激に低下してきた。第 33 表に示したように、登川渡利友子の場合、平均出席率は 20.3 % であり、次第に出席率は低下し、70 年代に入ってからのはもはや役員だけの大集会になった。楓自友子の場合、すでに役員の数程度の大集会は 60 年代後半からはじまっていた。活動は、一部の役員たちによって担われて、形式的な活動はつづけられていたことがわかる。年 2 回の大集会への出席率が 20% を割ってしまえば、友子の形骸化は一目瞭然であった。

友子のこうした衰退現象は、友子会員の老化現象、年齢の高齢化にもはっきりあらわれている。第 34 表は、取立後 30 年以上をへた長老の老母数を示したものである。1957 年には、全体で 97 名いた老母は、77 年に 59 名

第32表 登川渡利友子の会計報告(1965年前期)

(単位:円)

収 入		支 出	
前期繰越金	16,498		
1月	4,010	台帳3冊	340
		連合初集会分担金	3,040
		病氣見舞1名	200(加藤)
2月	3,960	第1回役員回	1,640
		病氣見舞2名	400(加藤, 藤田)
3月	3,960	記念茶碗	7,500(10ヶ分)
		病氣見舞2名	400(加藤, 藤田)
		のし袋	10
4月	3,960	病氣見舞2名	400(加藤, 神)
5月	3,810	病氣見舞4名	800(加藤, 神, 阿部, 南都)
		インキ, のし袋	40
6月	3,730	病氣見舞3名	600(神, 阿部, 佐藤)
		香典	1,000
		当番手当4名	1,400(400)
		第2回役員会経費	2,500
		謝礼(案内状作成)	200
合 計	39,828		20,534
繰 越 金	19,294		

注: 運営費15,134円 73.7%, 相互扶助費5,400円 26.3%, 見舞金2,800円, 香典1,000円。
JW-3より。

となったが、老母率は57年の20.8%から77年の32.0%になり、登川、楓の両渡利友子の場合、38~7%にもたっており、高齢化傾向をよく示している。会員が高齢化すれば、友子の活動がにぶるのは当然である。

それにしても登川炭鉱の友子は、ほそぼそとは言えよく長く存在していたのだと感心せざるをえない。その理由をわたくしは、友子の会員一同、とくに長老や労働組合の役員を経験した友子の有力者たちが、友子を「貴重な労働文化財」であると感じ、友子の存続を意識的に努力してきたからであると考えている。

たとえば、登川渡利の議事録は、1961年の初集会で、取立式の実行の是非をめぐる議論しているが、その中で「全国的に見ても珍しい制度で

第33表 大集会への出席(3)

	登川渡利		楓 自	
	出席者数	%	出席者数	%
1964			15名	23.8
65.1	26名	27.3		
.7	18名			
66.1	22名	23.4	9名	17.3
.2			6名	11.5
67	26名	30.5		
68	2~3名	4.0		
76	10名	18.8		
77	9名	18.3	7名	21.2
平均		20.3		18.4

注：登自友子は、77年出席者6名、10.1%。
各種資料より作成。

第34表 会員の老母比率(1977年)

登川				楓			
渡利友子		自友子		渡利友子		自友子	
老母数	%	老母数	%	老母数	%	老母数	%
18名	36.7	16名	27.1	16名	37.2	9名	27

注：前掲「夕張市史」, 505頁から作成。

老母とは取立後30年をへた長老会員のことで、したがって1947年以前に取り立てられた会員に相当。

あるので友子の存続上何年か一回にやってはどうか⁽¹¹⁾と言う意見が出されたと記している。これは、友子の会員たちが、友子を「珍しい制度」ととらえ、意識的に残そうとしていたことを示唆している。

こうした意識は、73年のNHKによる模擬的であるが取立式の再現記録の保存への協力となってあらわれた。

しかし1976年2月の連合集会で「友子の保存」への疑問が出された。「登川渡利友子議事録」によれば、登川渡利友子は、「今後取立の見通しはなく、現在の役員のなり手がなく、人員不足、役員を決めるのにも苦労するこの様な結果で、友子をやっていく事はできない」⁽¹²⁾旨を主張した。

他の組織は、楓の渡利、自両友子とも役員の選出では苦勞するとしながらも、登川渡利の提案を支持しなかった。そしてその後継統審議され、すでに解散を決めていた登川渡利友子は、77年2月の連合集会で再度問題を提起し、「財政苦しく、又役員のなり手が無く、又退山の申し出多く、一年間連合山を休ませてほしい」という動議を提出した。

しかし他の3友子は、存続を主張し、動議は否定されてしまった。資料によれば、友子の解散・消滅の直接的な理由は、財政の困難、会員の減少と補充の困難、役員のなり手がない、などであった。

確かに会員数の激減は著しく、1977年時点の連合全体の会員数は、最盛期の560名とくらべて3分の1の184名に縮小し、各単位組織は、登川渡利友子49名、登川自友子59名、楓渡利友子43名、楓自友子33名であった。

鉱夫の老齢化による退山者は日を追ってふえ、友子会員数の減少の大きな原因となった。それはまた財政の困難の原因でもあった。

1978年1月29日に最後の連合初集会在、登川自友子の相馬政義、楓自友子の加藤幸信らかつての有力な労働組合の幹部をふくむ友子幹部が出席してひらかれた。登川自友子は、「一時連合山を休む」ことを提案し、楓渡利は「連合山は休山はやむえぬので、当山は現存通り」と主張し、楓自友子は「楓渡と同じ」と言い、登川渡利は「連合は退山、当山は解散す」と宣言した。こうして連合初集会は、「連合山は本日の集会を持って解散す」と決定し、「各山はそれぞれにまかせる」⁽¹³⁾と決めた。

しかしその後各山の友子の動きはとまってしまい、事実上登川炭鉱の友子は1978年1月をもって解散廃止された。今手元に登川渡利友子の1978年1月26日の友子解散通知書がある。登川渡利は、連合初集会上に先だつてすでに単位友子の組織を解散していたのであった。

役員のなり手がいないということは、組織の根本的な存立条件を欠き、組織を維持する勢力を枯渇させ、長くつづいた友子が、もはや組織運営の内的エネルギーを失ってしまったことを意味した。

しかも炭鉱そのものの存在が危ぶまれている時代に入っただけに久しい。合理化につぐ合理化と、炭鉱の閉鎖、閉山が相次ぎ、北炭は、76年10月に「北炭再建協定」を炭労と締結した。それは、賃金を大手他社の妥結額の70%にし、期末手当を40%にするなど厳しい合理化案であった。各炭鉱は1社に分散され、登川炭鉱も今や1山1社に細分化され自力で経営にあたらなければならなかった⁽¹⁴⁾。

炭鉱の経営者が友子の存在を必要としなくなって久しい。また友子もそうした炭鉱の危機的な状況の中で、もはや親睦的な団体としても存続する内的なエネルギーを失ってしまったのである。恐らく労働組合の指導者も、友子を維持する方針をすてて、危機的な現状では今や労働組合だけを維持していくだけで精いっぱいである、と考えたのではなかろうか。

1978年1月26日、登川渡利友子は、この時「飯場頭」役と言う長老役であり、かつ1953年頃から59年頃まで労働組合の委員長として組合の指導にあたってきた原豊の名前で解散「通知状」を発表した。ここに全文を引用しておこう。

「通知状

厳寒身に秘める昨今であります、山中の皆様方には益々御清栄の事と思います。北炭も今や一社一山に分離して以来早くも四カ月を経過するに至りました。それに伴っての日常作業も大変なものがあらうかと思っております。さて友子制度は他にも見られぬ伝統的な意義ある制度として今日まで持続して来たのであります。然しながら年を追うごとに友子としての感覚すら薄らいで現在に至り、ましてや参集すら皆無に近くその運営極めて支障を来しておる現況であります。

斯る事情に依り昨年は連合山の解散が決定をしており、従って登川渡利も昨年来の初集會に於て存廃の討議を継続して参りました。その結果去る十四日の初集會に於て解散するも止むなきに至り長い歴史ある友子制度に終止符を打つ事が決定致した次第です。諸元老始め大くの山中の

皆様方の数多い御協力を賜りました事に付き深く感謝申し上げます。先ずは書状を以て解散の通知と致します。

一月二十六日

登川渡利友子当役

飯場頭 原 豊

」⁽¹⁵⁾

なかなか感慨深い文章である（文章はママ）。

日本で最後の友子はこうして消滅した。しかし友子は、その長い歴史の中でさまざまな役割を果たしてきたが、戦後にはかつての鉱夫のギルド的な同職組合の伝統を引き継ぐ親睦団体に形骸化してしまったが、伝統を形式的に受け継いで、鉱夫の職業意識を自覚し鉱夫の仲間意識に貫かれた団結心を培い、時には労働組合に影響力を発揮し、また経営に利用されて存続してきた。今なお生き残った元炭鉱夫の友子だった人たちは、友子だった機縁を大切に、余生を送っていることであろう。

注

- (1) 石田前掲「友子同盟試論」、『新しい道史』No. 60, 14 頁。
- (2) 前節第 17 表を参照。
- (3) KJ-2 を参照。
- (4) NW-4 を参照。
- (5) このフィルムは、NHK はむろんだが、夕張石炭博物館にコピーが保存されている。
- (6) NW-4 を参照。
- (7) 『物価世相 100 年』, 287 頁。
- (8) NJ-1 を参照。
- (9) 『物価世相 100 年』。
- (10) 同上
- (11) NJ-1 を参照。
- (12) KJ-4 を参照
- (13) NJ-3 を参照。
- (14) 『のぼりかわ』, 256 頁。
- (15) 夕張市炭鉱博物館蔵のピラ。

あとがき

友子の研究を始めて十数年がすぎた。わたくしは、懸案であった北海道における戦後の友子の研究をようやく終わろうとしている。徳川時代の末期に確認され、明治期、大正期に著しい発展をみせ、昭和期に入ってもなおたくましく生き残った友子は、日本の鉱山労働史の中でも、また広い意味での民衆の社会史の中でも、きわめてユニークで貴重な存在であった。

わたくしは、こうした長い歴史をもつ友子をそれぞれの歴史段階、鉱山の経営、技術そして労資関係の発展段階の中で、それぞれの特徴を描きだすようにつとめてきた。今北海道の戦後の友子の実態を解明してさまざまな思いがゆきかう。

戦後の友子は、第1に、確かに例外的な存在であるが、しかしかつての鉱夫のギルド的な同職組合としての友子の変型であり、形骸化した組織であることが確認されなければならない。したがって戦後の友子は、単なる共済組織や相互扶助制度ではなかったと言うことである。第2に、戦後の友子がかつての友子の変型であり、形骸化であると言うことは、戦後の友子は、かつて本来的な友子のもっていた鉱夫の技能養成機能、実質的な相互救済機能、自治的な集団機能、労働市場への調整機能をほとんど失ってしまて、かつての友子に郷愁をいだき、かつての機能を儀礼的におこなう親睦団体と化してしまったと言うことである。

戦後の友子にとっては、技能養成機能は全く失われ、取立式は単なる会員の加入式になってしまった。かつて金額的にも大きな意味をもっていた友子の共済機能は社会保障制度、労働保護制度の充実によって実質的な意味を失い、きわめて儀礼的な制度としてしか機能しなかった。しかし金銭的な面では全く意味をもたなかったこの制度も、形式として鉱夫間の儀礼として独自の意味をもっていたことを確認しておかなければならない。友子の自治的な機能は、大正期から失われつつあったが、昭和の戦時体制下

に大幅に失われ、従業員団体と化して企業の労務組織に再編されたが、戦後も基本的にはそうした傾向を受け継ぎつつも、労働組合との共存関係に入って、一定の相対的な自立性をもっていたことも確認しておきたい。そうした友子の自立性が戦後の友子を長く存続した理由の一つであったのである。戦時、戦後には、炭鉱労働市場は閉鎖的となり、鉱夫の自由な横断的な移動はなくなった。したがって友子は、労働市場への介入する余地を失い、もっぱら企業内に分断され、かつて箱元交際として言われた他の鉱山の友子との関係を全く失ってしまった。

それにしても何故戦後の友子、とくに登川炭鉱の友子は、かくも長く存続したのであろうか。戦後の友子は、明らかに敗戦当初には、友子を左翼の防波堤として役立てようとした鉱業所の支持なしには存在できなかったであろう。しかし戦後の友子は、戦前・戦時以来伝統的に強力だった友子を引き継ぎ、意図的に友子の存続のために努力したのである。時には一般社会から疎ましく見下げられ、差別的な視線にさらされてきた鉱夫たちは、戦後の短い歴史しかもたない労働組合への思いとは違う、鉱夫の職業に強力な誇りを抱く伝統的な職人意識に根ざした友子への熱い思いをいだし、あるいは古きよき時代の鉱夫の生活への郷愁を感じて、友子の維持存続に努めたのである。友子を労働文化財ととらえ、登川炭鉱の友子に加わった鉱夫たちは、労働組合の幹部に友子を守ってきたのである。

今友子の研究を終えるにあたって最後に指摘しておきたいことは、ヨーロッパの労働組合が、イギリスやドイツ、フランスのようにギルドの歴史の伝統を踏まえてきたのと異なって、日本の労働組合は、ギルドの歴史が十分でなかったこともあって、友子の伝統に無関心だったことである。今や友子は全く過去の存在であるが、友子の歴史は、労働組合にとっても、労働者の自主的な運動にとっても学ぶべきことは実に多いと言わなければならない。とくに日本では、友子のような自主的な労働者組織の研究が軽視されてきたが、若い研究者が今後も友子研究に取り組んでいってくれることを期待して筆をおきたい。